

宮城県男女共同参画基本計画 (第4次)

令和3年3月

宮 城 県



はじめに

急速な少子・高齢化の進展により、今後、本県の人口は本格的な減少局面を迎えることが想定されており、地域の活力を維持し、持続的成長を実現していくためには、女性をはじめとしたあらゆる人たちが、社会を支える役割を担っていかねばならない状況となっています。性別に関わらず、誰もが自分らしくいきいきと生活していくためには、互いに人権を尊重し合い、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現が、一層重要となっています。

令和元年12月に海外で初めて確認され、日本でも感染が拡大した新型コロナウイルス感染症では、女性の不安定な就労環境や育児・家事の偏り、ひとり親の困窮など従来からの課題が顕在化しました。新型コロナウイルスのような新たな感染症の世界的流行や大規模化・多様化する自然災害といった時代の転換点に直面する中、県民だれもが安心して暮らせる、明るい宮城の未来を描いていくことが求められており、そのためには、更に積極的な男女共同参画の取組を推進する必要があります。

本県ではこれまで、宮城県男女共同参画推進条例の規定に基づき、平成15年3月に宮城県男女共同参画基本計画を、平成23年3月に第2次計画、平成29年3月には第3次計画を策定し、社会全体、家庭、学校教育、職場、農林水産・商工自営業、地域及び東日本大震災からの復興・防災など、あらゆる場における男女共同参画社会の実現に向けた取組を、総合的かつ計画的に推進してきました。その理念を県内全域に一層浸透させるため、社会情勢の変化を踏まえながら、このたび第4次計画を策定いたしました。

この計画では、これまでの基本計画を踏まえつつ、県の現状と東日本大震災からの復興と再生、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響と対応も含めて取り組むべき課題を整理した上で、基本目標を掲げ、具体的な施策の方向と項目を示しました。計画の推進に当たっては、今後も市町村、県民の皆様、そして事業者及びNPO等各種団体等と緊密な連携を図りながら、男女共同参画に関する施策に積極的に取り組んでまいります。

結びに、この計画の策定に当たり、熱心に御議論・御協力をいただきました宮城県男女共同参画審議会委員の皆様をはじめ、貴重な御意見や御提言をいただきました多くの県民の皆様にご心より感謝申し上げますとともに、今後とも、男女共同参画社会の実現に向けて、御理解と御協力を賜りますようお願いいたします。

令和3年3月

宮城県知事 村井 嘉浩

目 次

第1章 基本的な考え方

1 計画策定の趣旨	1
2 計画の期間	3
3 計画の内容	3
4 計画への取組	3
5 計画の推進	3
6 計画の構成	3
7 計画の体系	4

第2章 県の現状

1 少子・高齢化の進展と人口の減少	5
2 家族形態・ライフスタイルの多様化	7
3 就業形態の変化と経済格差の拡大	9
4 企業における女性の登用	11
5 配偶者等からの暴力や犯罪の深刻化	12
6 東日本大震災からの復興と再生	12
7 新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響と対応	14

第3章 男女共同参画の推進に関する施策

1 社会全体における男女共同参画の実現	15
—女性の活躍を推進するために—	
2 家庭における男女共同参画の実現	19
—男性の家事・育児・介護への更なる参画—	
3 学校教育における男女共同参画の実現	21
—共生と自立をめざして—	
4 職場における男女共同参画の実現	23
—男女が共に学び・活躍し続けるために—	
5 農林水産業・商工自営業における男女共同参画の実現	26
—女性の地位や権限の確立をめざして—	
6 地域における男女共同参画の実現	27
—多様な主体との連携・学び合い—	
7 防災・復興における男女共同参画の実現	30
—平常時から備える多様な視点—	

第4章 推進体制

■男女共同参画の指標	33
------------	----

参考資料

I	宮城県男女共同参画審議会委員名簿	35
II	宮城県男女共同参画基本計画（第4次）の策定経緯	36
III	男女共同参画に関する動き	37
	（1）国際婦人年以降の国内外の動き（年表）	
	（2）宮城県の動き	
IV	宮城県男女共同参画推進条例	44
V	男女共同参画社会基本法	50
VI	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律	56
VII	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律	67

第1章 基本的な考え方

第1章 基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

平成13年8月1日から、宮城県男女共同参画推進条例（平成13年宮城県条例第33号。以下「条例」という。）が施行されました。条例は、全ての県民の人権が平等に保障され、男女が共に責任を分かち合う社会を構築していくため、男女共同参画社会の早期実現を目指すことを決意して制定されたものです。

条例の規定に基づき、平成15年3月には「宮城県男女共同参画基本計画」（以下「第1次基本計画」という。）を策定しました。平成23年3月には第2次基本計画、平成29年3月には第3次基本計画を策定し、男女共同参画社会の実現の取組を総合的かつ計画的に推進してきました。

男女共同参画の取組は少しずつ広まってきていますが、固定的性別役割分担意識、性差に関する偏見や社会制度・慣行等は根強いものがあり、依然として男女共同参画の理念が県内全域に浸透しているとは言えない状況です。

また、人生100年時代に向けて、その時々的人生ステージにおいて全ての人が、それぞれの希望に応じた様々な働き方、学び方、生き方を選べるようになることが必要です。

このため、性別に関わらず全ての人の人権が尊重され、尊厳を持ってだれもがその個性と能力を十分に発揮し、生きがいを持って生活できる男女共同参画の理念及び推進の必要性を県民に広く普及啓発し、男女共同参画社会の形成を促進すべく、男女共同参画基本計画（第4次）（以下「基本計画」という。）を策定します。

なお、基本計画は、平成11年6月23日から施行された男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）第14条第1項の規定により都道府県が定めなければならないこととされている都道府県男女共同参画計画でもあり、基本計画のうち第3章4の「職場における男女共同参画の実現」の項を中心に、平成27年9月4日から施行された女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第6条第1項に基づく本県の推進計画として位置付けます。

また、平成27年9月の国連サミットで採択された持続可能な開発目標（SDGs）は「誰一人取り残さない」を理念に、持続可能で多様性と包摂性のある社会を実現するための17のゴール、169のターゲットが定められており、このSDGsに掲げられたゴール5「ジェンダー平等を実現しよう」をはじめとした全てのゴールの達成に寄与します。

さらに、基本計画は新・宮城の将来ビジョンを踏まえた部門別計画であり、関連する計画と連携を図りながら、宮城県の男女共同参画を積極的に進めるものとします。

新・宮城の将来ビジョン
令和3年度から令和12年度までの10年間

宮城県特定事業主行動計画
(人事課他)

宮城県における雇用の安定と定住推進協定に基づく事業計画
(雇用対策課)

宮城県
男女共同参画
基本計画
(第4次)

みやぎ子ども・子育て幸福計画
(子育て社会推進室)

各部局の個別取組

- 建設産業における女性の活躍の推進(土木部)
- 建設工事等の入札・契約制度(契約課) など

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



2 計画の期間

令和3年度から令和7年度までの5年間とします。

3 計画の内容

条例第7条第2項の規定により、以下の事項について定めます。

- (1) 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画の推進に関する施策の大綱
- (2) (1)のほか、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

4 計画への取組

基本計画においては、県の現状及び課題を明らかにし、基本目標を定め、数値目標を掲げて、男女共同参画の推進に関する施策に取り組んでいくこととします。また、条例第16条の規定により、毎年、男女共同参画の推進状況及び男女共同参画の推進に関する施策の実施状況を明らかにする報告書を作成し、公表します。

5 計画の推進

社会のあらゆる分野において、男女共同参画を推進していくために、県の全ての事業について、男女共同参画の視点に配慮することを推進します。また、市町村、県民、事業者及びNPO等各種団体の理解と協力を得るとともに、家庭、職場、地域における県民及び事業者の自主的な活動及び男女共同参画社会の実現の取組への積極的な参加を働きかけます。

6 計画の構成

第1章においては基本計画の基本的な考え方を、第2章においては県の現状を、第3章においては男女共同参画実現のための施策を、第4章においては基本計画の推進体制を示しました。

また、第3章の男女共同参画実現のための施策をより分かりやすくするため、社会全体、家庭、学校教育、職場、農林水産業・商工自営業、地域及び防災・復興の分野に分け、これらの分野ごとに現状及び課題を分析し、目指すべき基本目標を掲げ、並びに施策の方向性・具体的な施策の項目を示しました。さらに、東日本大震災からの再生に向けた取組や、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響と対応についても記載しています。

男女共同参画の推進に関する施策は、分野ごとにそれぞれ単独で完結するものではなく、相互に関連し合い、男女共同参画社会の実現に影響を与えるものです。

7 計画の体系

男女共同参画の推進に関する施策	
	男女共同参画の推進に関する施策の方向
1	社会全体における男女共同参画の実現-女性の活躍を推進するために-
	(1) 政策・方針決定過程への女性の参画の促進
	(2) 男女共同参画に関する普及啓発の充実
	(3) 男性及び若い世代に向けた普及啓発の推進
	(4) 女性に対するあらゆる暴力の根絶
	(5) 多様な困難を抱える女性や若い世代への支援
	(6) 調査・研究及び情報の収集・提供の充実
	(7) 相談体制の整備・強化
2	家庭における男女共同参画の実現-男性の家事・育児・介護への更なる参画-
	(1) 共に築く家庭生活への支援
	(2) 育児及び介護に関する社会的支援の充実
	(3) DV（配偶者等からの暴力）の根絶
	(4) 人生100年時代に向けた心と体の健康づくりへの支援
3	学校教育における男女共同参画の実現-共生と自立をめざして-
	(1) 男女共同参画に関する理解の促進
	(2) キャリア教育の推進と人材育成
	(3) 健康のための教育の推進
4	職場における男女共同参画の実現-男女が共に学び・活躍し続けるために-
	(1) 職場における女性の参画の促進
	(2) ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進
	(3) 職業能力開発及び学び直しの支援
5	農林水産業・商工自営業における男女共同参画の実現-女性の地位や権限の確立をめざして-
	(1) 経営や方針決定過程への女性の参画促進
	(2) 起業・事業承継への支援の充実
6	地域における男女共同参画の実現-多様な主体との連携・学び合い-
	(1) 市町村における男女共同参画の推進の支援
	(2) 地域活動における男女共同参画の促進
	(3) 高齢者、障害者、単身者等の自立支援
	(4) 国際的な視野及び「多文化共生」の視点の確立
7	防災・復興における男女共同参画の実現 -平常時から備える多様な視点-
	(1) 地域防災計画の策定など、意思決定の場における女性の参画の推進
	(2) 男女共同参画や多様な視点での防災意識の啓発及び安全・安心な暮らしの確保
	(3) 地域における防災・復興の担い手としての女性の力の活用

第2章 県 の 現 状

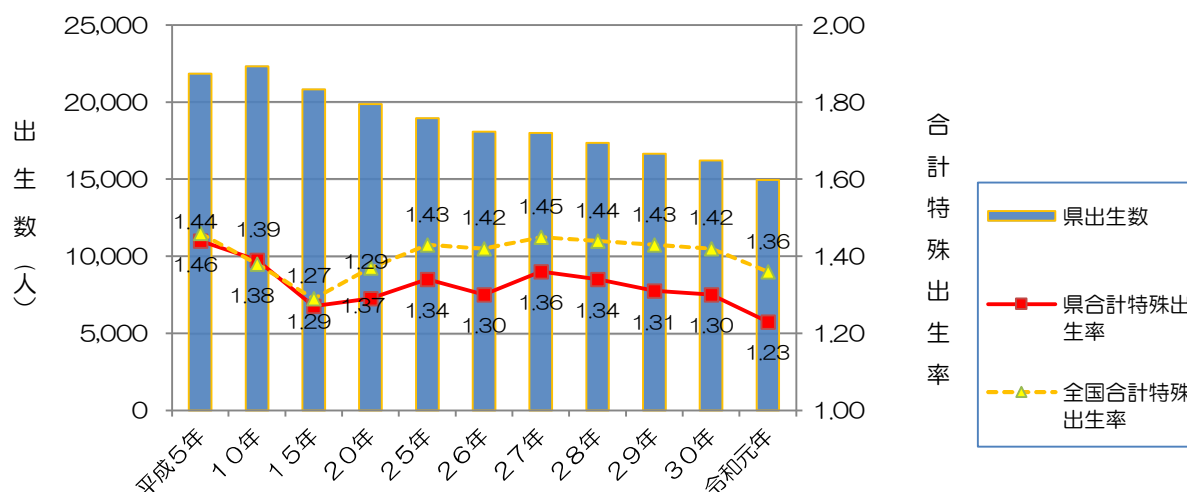
第2章 県の現状

1 少子・高齢化の進展と人口の減少

少子化の進展の状況を知るための重要な指標である合計特殊出生率について、県では、昭和58年の1.86以降、一時的な上昇はあるものの低下傾向となり、平成16年及び17年は1.24となりました。平成18年以降は若干上昇したものの、平成21年以降低下と上昇を繰り返し、令和元年は過去最低の1.23となりました。令和元年の全国値は1.36であり、本県は全国の都道府県の中で46位という低い水準にあります。

また、今後の合計特殊出生率に影響を与える婚姻件数及び婚姻率も横ばいから減少又は低下の傾向にあります。

【図1】出生数及び合計特殊出生率の推移

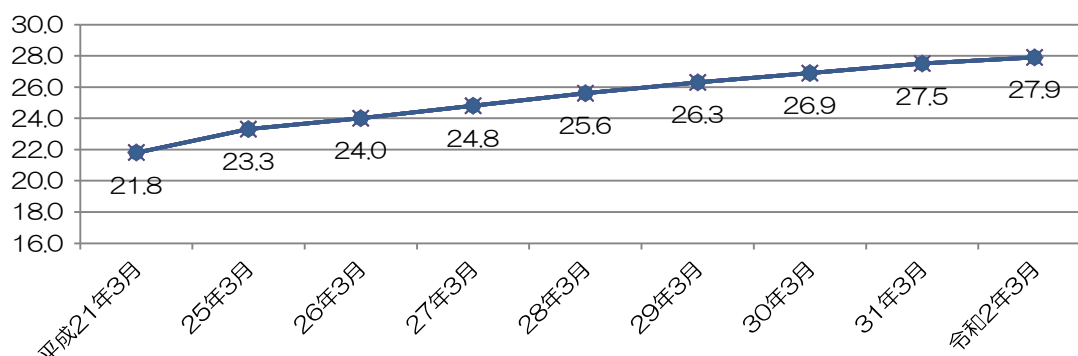


資料：厚生労働省「人口動態統計」（各年版）

宮城県保健福祉総務課「人口動態統計（確定数）の概況」

一方、令和2年3月末現在の宮城県高齢者人口調査によると、県における65歳以上の高齢者人口は638,003人、高齢者の割合を示す高齢化率は、27.9%で前年と比較して0.4ポイント上昇し、県人口の4人に1人が高齢者となっています。高齢化率が一番高いのは栗原圏域(39.6%)、次いで気仙沼・本吉圏域(37.9%)、登米圏域(34.7%)、仙南圏域(33.7%)、石巻圏域(32.4%)、大崎圏域(32.0%)、仙台圏域(24.1%)となっており、仙台圏域以外を中心に高齢化が進んでいるといえます。また、高齢者の人口に占める「在宅ひとり暮らし高齢者数」は132,690人で、65歳以上の人口に占める割合は、20.8%となっています。

【図2】 県の高齢化率の推移
(%)

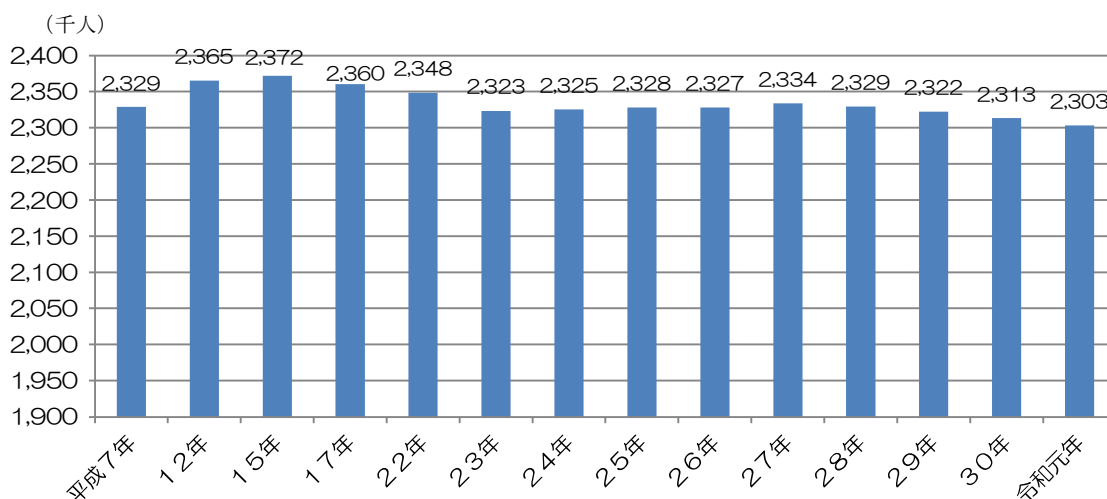


資料：宮城県長寿社会政策課「宮城県高齢者人口調査」

合計特殊出生率の低下及び高齢化の進展を受け、年少人口（15歳未満）の構成比率は年々低下する一方において、老年人口（65歳以上）の構成比率は年々上昇しているため、生産年齢人口（15歳から64歳まで）の構成比率は低下する傾向にあります。

県の人口は、平成15年の推計人口の237万1,683人をピークに減少に転じ、平成23年3月の東日本大震災の発生により自然増減（出生者数－死亡者数）・社会増減（転入者数－転出者数）とともに更に大幅な減少を記録しました。その後、平成25年まで人口流動や復興特需による転入などにより上昇しましたが、平成26年に再び減少に転じ、減少傾向は継続しています。

【図3】 県の人口の推移（平成7～17・22・27年国勢調査，宮城県推計人口）



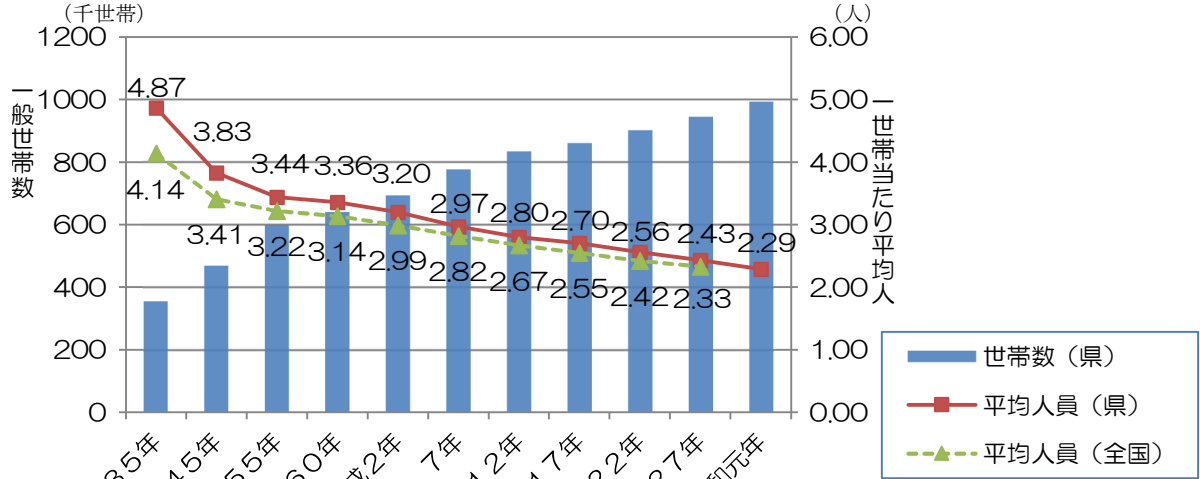
資料：総務省「国勢調査」，宮城県統計課「宮城県推計人口」（各年10月1日現在）

令和元年10月1日現在での県の人口における男性と女性の割合は、全体では女性が51.1%となっています。年少人口及び生産年齢人口では男性の比率が高くなっているのに対し、女性の平均寿命が男性に比較して長いことから、老年人口では女性の比率が高くなっています。

2 家族形態・ライフスタイルの多様化

令和元年の県の一般世帯数は990, 817世帯であり、平成27年の942, 569世帯と比較して48, 248世帯、5.1%増加している一方、一世帯当たりの平均人員は2.29人と、平成27年の2.43人から減少しています。

【図4】一般世帯数及び1世帯当たり平均人員の推移

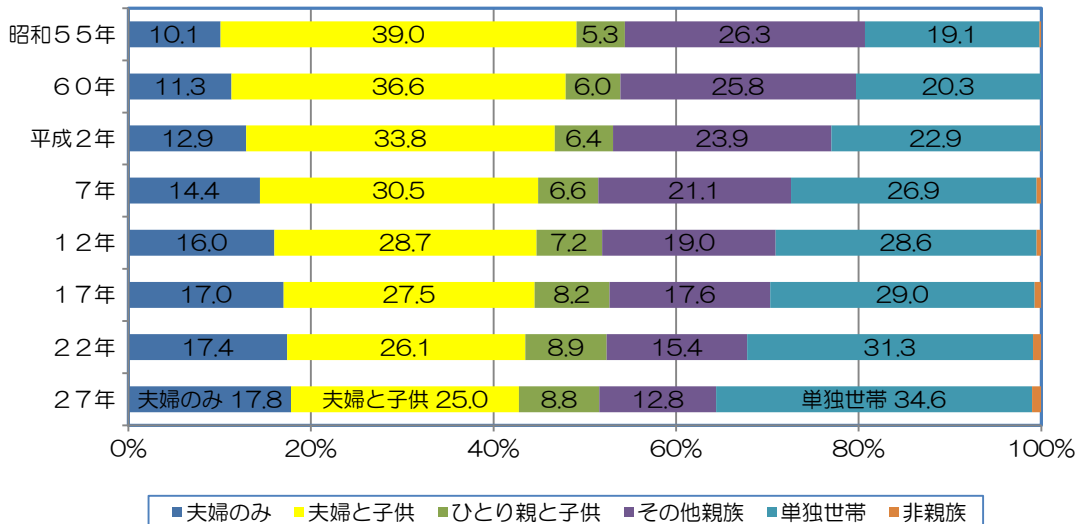


資料：総務省「国勢調査」

令和元年の数値は、宮城県統計課「令和元年住民基本台帳に基づく宮城県の人口移動調査年報」による

県の世帯の規模としては、1人から3人までの世帯が増加する傾向にあるのに対し、4人以上の世帯は減少しています。昭和55年から平成27年までの家族類型別一般世帯割合の推移をみると、「単独世帯」、「夫婦のみ」の世帯の割合が上昇する一方、「夫婦と子供」の世帯は低下する傾向にあります。

【図5】県の家族類型別一般世帯割合の推移（昭和55年～平成27年）



資料：総務省「国勢調査」

65歳以上の「高齢単身世帯」は85, 398世帯であり、平成22年と比較して、22, 195世帯（35.1%）増加しており、夫65歳以上・妻60歳以上の「高齢夫婦世帯」は90, 047世帯であり、12, 984世帯（16.8%）増加しています。

また、「高齢単身・高齢夫婦世帯」が一般世帯全体の18.6%を占めています。

平成27年国勢調査結果によると、一般世帯の中で、夫と妻のいる503,782世帯のうち、夫婦ともに就業している「共働き世帯」は231,991世帯で、共働き率は46.1%です。共働き率は、平成22年の44.5%から増加したものの、全国の平均(47.6%)を下回っています。

宮城県の平均初婚年齢は、令和元年の男性31.0歳、女性29.4歳と晩婚化が進んでおり、未婚率も、男女とも各年齢階層で上昇する傾向が続いています。(人口動態統計確定値)

【表1】平均初婚年齢の推移 (単位:歳)

		平成7年	12年	17年	22年	27年	元年
男 性	宮城県	28.3	28.3	29.5	30.1	30.8	31.0
	全 国	28.5	28.8	29.8	30.5	30.8	31.2
女 性	宮城県	26.1	26.4	27.5	28.4	29.3	29.4
	全 国	26.3	27.0	28.0	28.8	29.4	29.6

資料：厚生労働省「人口動態統計」(各年版)

【表2】未婚率の推移 (単位:%)

	男 性		女 性	
	25~29歳	30~34歳	25~29歳	30~34歳
平成7年	64.7(67.4)	36.6(37.5)	46.8(48.2)	18.7(19.7)
平成12年	66.7(69.4)	41.6(42.9)	52.6(54.0)	26.2(26.6)
平成17年	67.4(71.4)	45.1(47.1)	56.6(59.1)	31.3(32.0)
平成22年	67.9(71.8)	44.2(47.3)	58.4(60.3)	33.4(34.5)
平成27年	72.0(72.7)	46.5(47.1)	61.4(61.3)	35.3(34.6)

※ 各欄の数値は県の数値であり、()内は全国の数値である。

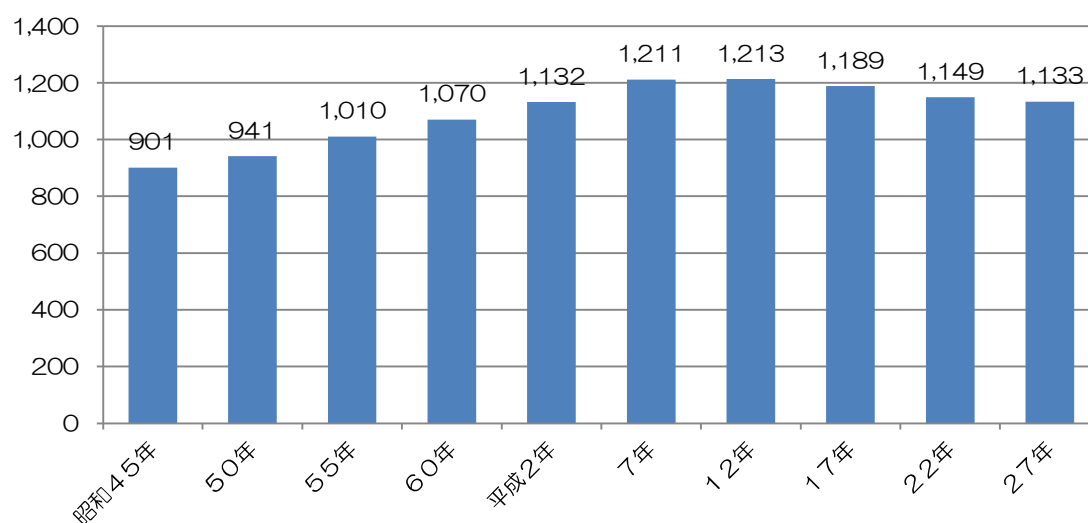
資料：総務省「国勢調査」

3 就業形態の変化と経済格差の拡大

平成27年国勢調査における県の15歳以上人口の労働力人口の推移についてみると、労働力人口は1,133,081人であり、男女別の内訳は、男性651,460人、女性481,621人となっています。労働力人口は、平成22年国勢調査の結果1,148,862人から15,781人減少しており、労働力人口の減少率は1.4%となっています。

【図6】県の労働力人口の推移（昭和45～平成27年）

(千人)

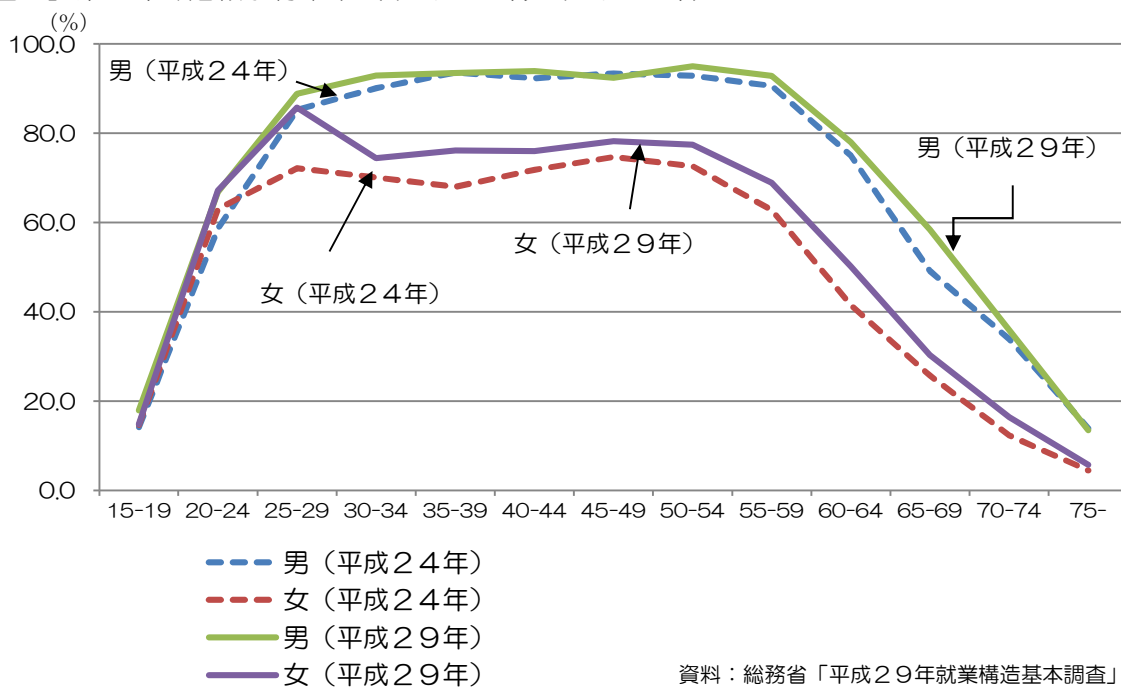


資料：総務省「国勢調査」

平成29年の「就業構造基本調査」によると、県の有業率（「15歳以上人口」に占める有業者の割合）は、男性69.2%、女性49.7%となっています。女性30歳代とその前後の年齢階級（25～44歳）について、育児をしている女性の有業率は、全国平均で64.2%でした。最も高かったのは島根県で81.2%、次いで福井県が80.6%と続き、宮城県は全国平均よりやや高い66.9%でした。

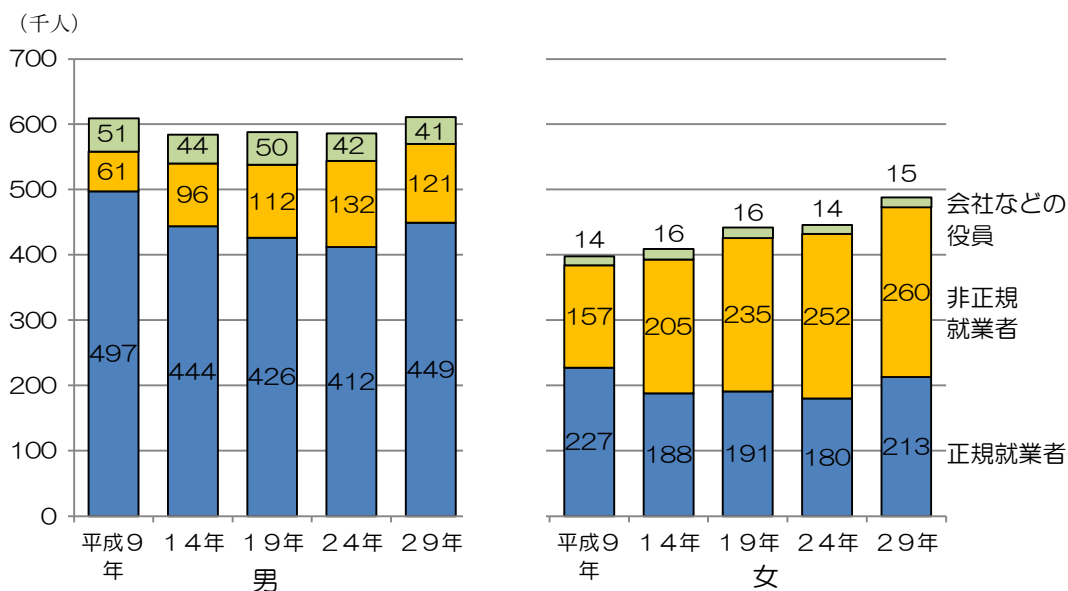
女性の労働力率は、結婚・出産期に当たる年代に一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇するという、いわゆるM字カーブが、宮城県においても現れています。

【図7】 県の年齢階級別有業率（平成24年，平成29年）



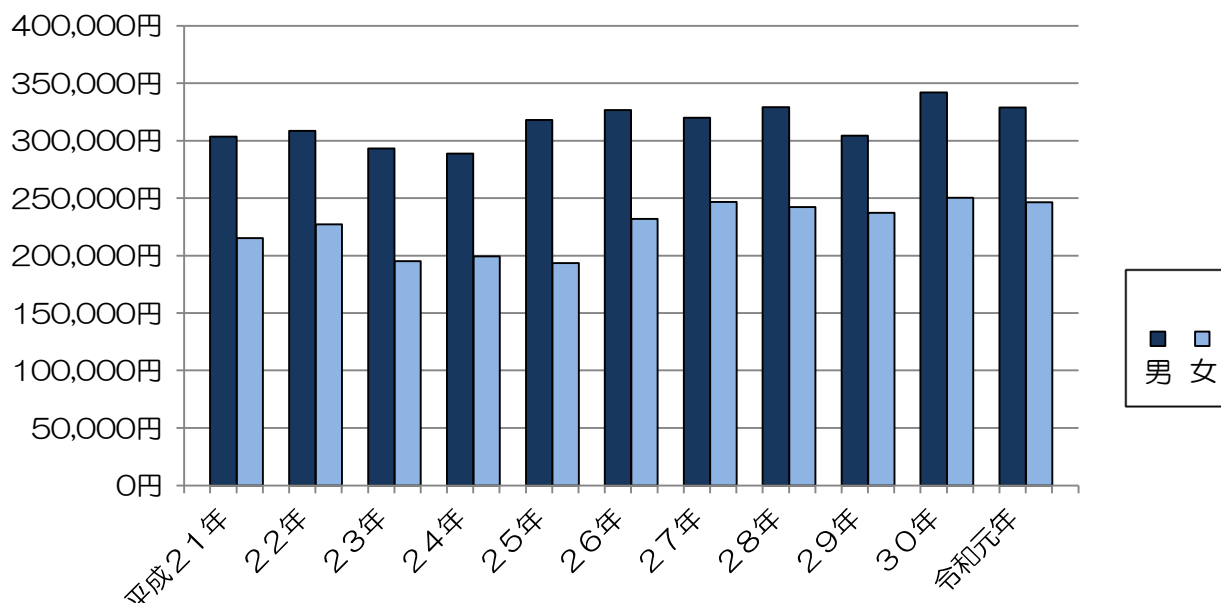
県内における，女性の非正規雇用の労働者は増加しており，女性の所定内賃金^{※1}は，平均して男性の約75%に止まっているなど男女間の賃金格差は大きく，非正規労働の低い賃金水準等とも相まって，男女間・正規非正規間の経済格差が依然として大きい状況にあります。

【図8】 県の男女別雇用形態の推移（平成9年～29年）



※1 所定内賃金…毎月きまって支給する賃金（月例賃金）のうち，基本給，諸手当（通勤手当，住居手当，家族手当，役職手当，特殊勤務手当，能率給，精勤手当等）が該当。時間外手当，休日手当，深夜手当，宿・日直手当等は含まない。

【図9】県の常用労働者における男女別平均賃金(所定内賃金)の推移(平成21年～令和元年)



資料：宮城県雇用対策課「労働実態調査資料」

※ 常用労働者＝正社員

4 企業における女性の登用

女性の職業生活における活躍を推進し、豊かで活力ある社会の実現を図ることを目的に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(女性活躍推進法)が平成27年9月4日に施行され、女性の活躍による地域経済の活性化や多様な地域課題の解決に更なる期待が高まっています。各職場における女性の登用促進やワーク・ライフ・バランスの推進、地域活動への女性の参画推進などにより、女性が持てる力を存分に発揮できるようにするための環境整備を促進する必要があります。

令和元年7月の賃金構造基本統計調査(厚生労働省)によると、全国における企業(企業規模100人以上)の役職者に占める女性の割合は、係長級18.9%、課長級11.4%、部長級6.9%となっており、係長級以上に占める女性の割合は13.6%となっています。

また、内閣府の女性の活躍推進企業データベース(一般事業主行動計画策定企業のうち公表企業)の令和2年9月現在の数値によると、公表企業は少ないものの、係長級にある者に占める女性の割合は全国23.1%、宮城県19.6%、管理職に占める女性の割合は全国16.2%、宮城県15.6%、役員に占める女性の割合は全国11.6%、宮城県7.4%となっています。

【表3】企業における役職者に占める女性の割合(厚生労働省「令和元年賃金構造基本統計調査」)

	係長級以上	係長級	課長級	部長級
全 国	13.6%	18.9%	11.4%	6.9%

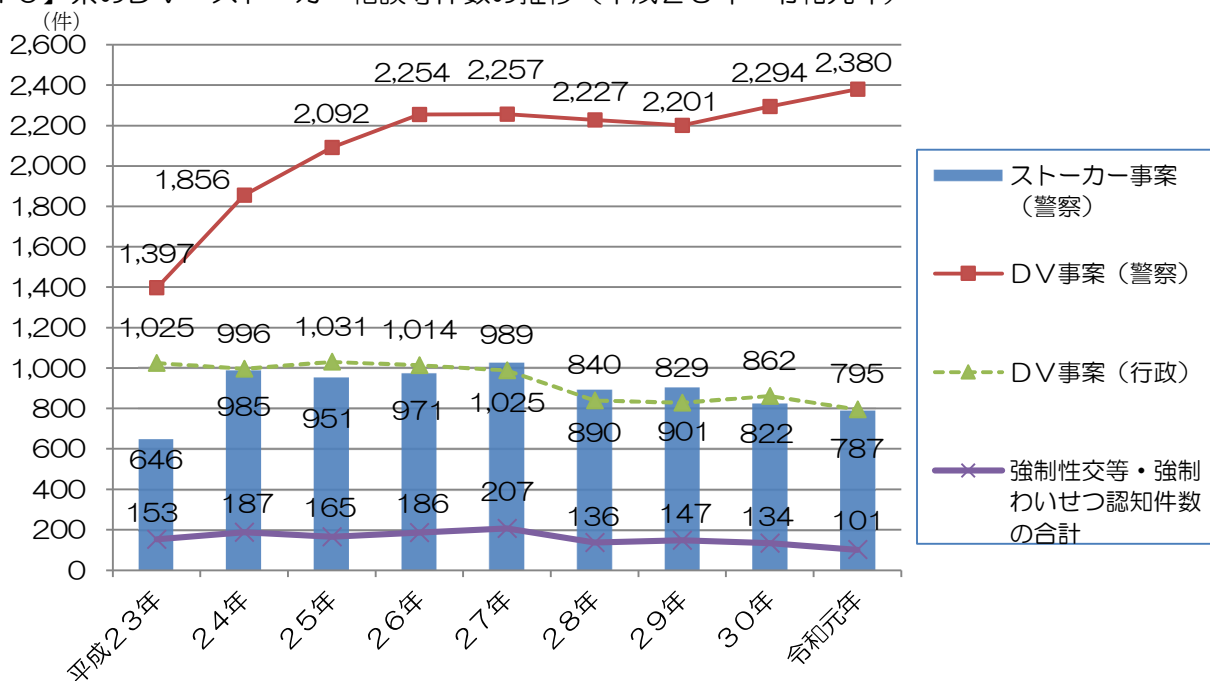
【表4】企業における役職者に占める女性の割合(内閣府「女性の活躍推進企業データベース」)

	係長級以上	管理職	役員
全 国	23.1%	16.2%	11.6%
宮城県	19.6%	15.6%	7.4%

5 配偶者等からの暴力や犯罪の深刻化

DV（配偶者等からの暴力）、ストーカー等も深刻な状況にあります。本県のDV事案・ストーカー事案の認知（相談等）件数は、高い水準で推移しており、依然として厳しい情勢にあることから、関係機関の連携や情報共有を強化し、被害者の安全確保対策を一層推進する必要があります。

【図10】県のDV・ストーカー相談等件数の推移（平成23年～令和元年）



6 東日本大震災からの復興と再生

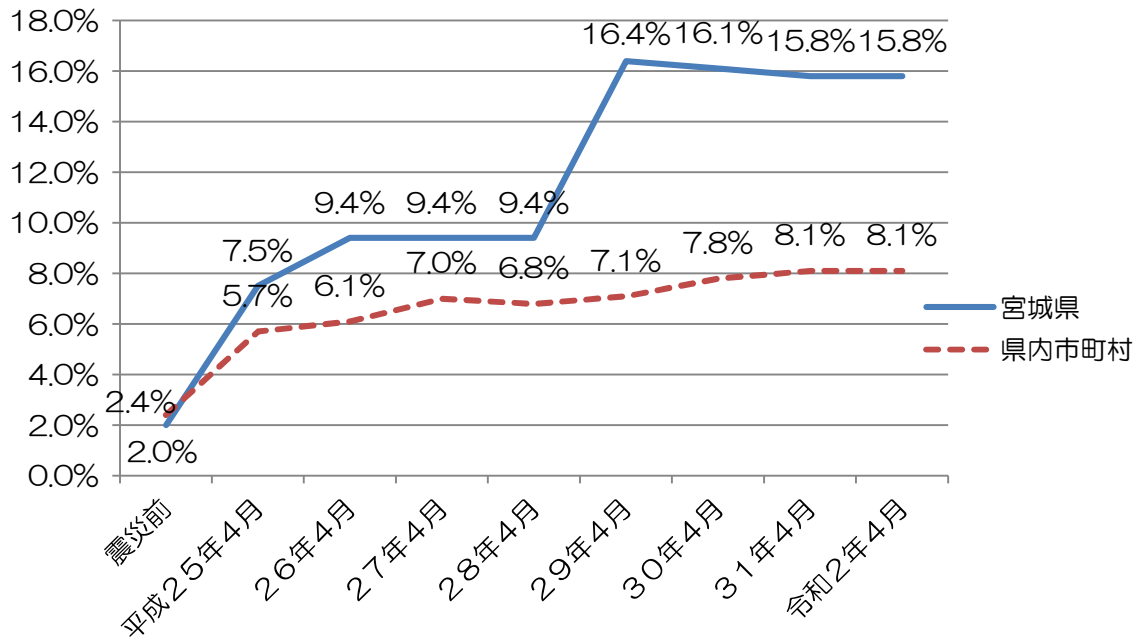
平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、地震や津波により東北地方の沿岸部を中心として、広範囲に甚大な人的、物的被害をもたらしました。県では甚大な被害を被った本県の震災後10年間における復興の道筋を示すため、「宮城県震災復興計画」を策定し、復興に向けた取組を進めてきました。

この震災では、意思決定過程への女性の参画が十分確保されず、男女のニーズの違いや多様な生活者への配慮にも課題が残りました。

このため、震災の経験と教訓を踏まえ、防災・復興に係る意思決定の場に女性の参画とリーダーとしての活躍を促進するため、防災会議などへの女性委員の登用を推進してきましたが、昨今の度重なる大規模災害にも対応できるよう、男女共同参画の視点で平常時から備え、避難所の開設・運営等の体制を更に強化する必要があります。

また、復興を進める中で、沿岸部を中心とした地域において、女性の起業家などによるNPO等の活躍により、地域の雇用創出、特に地域の資源として、女性の力を十分に引き出し、地域を変える大きな役割を果たしたことから、東日本大震災からの復興と再生に向けて、引き続き女性の力を最大限活用する必要があります。

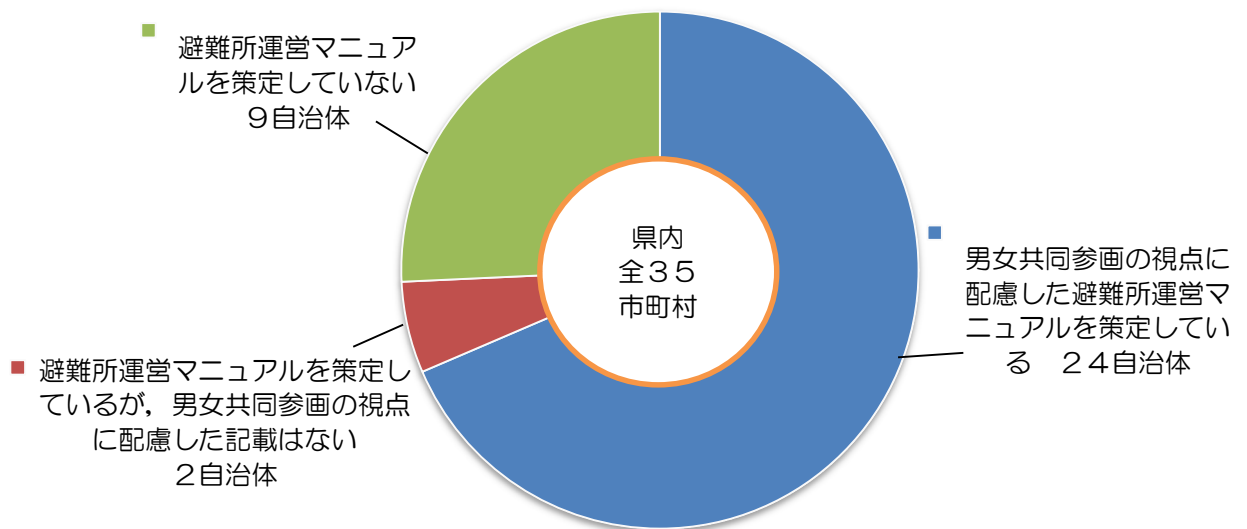
【図11】宮城県防災会議及び県内市町村防災会議の女性登用率



資料：宮城県共同参画社会推進課
「防災分野における男女共同参画の状況調査」

【図12】男女共同参画の視点に配慮した避難所運営マニュアルの策定状況

(令和2年4月現在)



資料：宮城県共同参画社会推進課
「令和2年度防災分野における男女共同参画の状況調査」

7 新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響と対応

令和元年12月に海外で初めて確認され、日本でも感染が拡大した新型コロナウイルス感染症は、現在も世界中で感染が流行しています。学校休業の長期化や、緊急事態宣言に伴う休業要請、外出自粛など、感染防止のための対応により、本県の県民生活や経済活動に深刻な影響が生じています。

今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、従来からの課題であった女性の不安定な就労環境や、育児、家事の偏りが顕在化したことにより、女性の失職、ひとり親の困窮などをもたらしました。また、生活様式の変化に伴うストレスや生活不安から家庭内暴力(DV)などの増加が懸念されます。

今後も、新型コロナウイルス感染症などの新たな感染症による影響が想定され、「新しい生活様式」の実践やデジタルシフトなど社会の変化への柔軟な対応が求められることから、なお一層の男女共同参画の推進が必要です。

第3章 男女共同参画の 推進に関する施策

第3章 男女共同参画の推進に関する施策

1 社会全体における男女共同参画の実現 —女性の活躍を推進するために—

【現状及び課題】

基本計画における関連指標の状況

項 目	第2次基本計画策定時 (平成21年度又は 平成22年4月1日現在)	第3次基本計画策定時 (平成27年度又は 平成28年4月1日現在)	現況値 (令和元年度又は 令和2年4月1日現在)	第3次基本計画の 目標・予測指標 (令和2年度末)
県の審議会等委員にお ける女性の割合	33.9%	37.2%	38.8%	45%
市町村の審議会等委員 における女性の割合	23.3%	26.8%	28.5%	30%
県の管理職に占める女 性の割合(知事部局)	4.0%	7.2%	7.1%	15%以上
男女共同参画に関わる 講座・イベントの開催 市町村の割合	62.9%	45.7%	77.1%	100%

(参考指標)

項 目	第2次基本計画策定時 (平成21年度又は 平成22年4月1日現在)	第3次基本計画策定時 (平成27年度又は 平成28年4月1日現在)	現況値 (令和元年度又は 令和2年4月1日現在)
社会全体における 男女の地位が平等 と答えた割合	男性 29.2% 女性 18.0% (平成21年全国数値)	男性 30.0% 女性 19.8% (平成24年全国数値)	男性 24.5% 女性 18.4% (令和元年全国数値)
市町村の管理職に 占める女性の割合	13.9%	18.6%	20.1%
DV事案 認知(相談等)件数	—	みやぎ男女共同参画相談室 未集計 女性相談センター・県・市福祉事務所 1,053件 警察本部 2,257件	みやぎ男女共同参画相談室 58件 女性相談センター・県・市福祉事務所 795件 警察本部 2,380件

- (1) 政策・方針決定過程への女性の参画は、上昇傾向にあるものの、まだまだ不十分であり、今後とも各企業や団体、行政機関、学校教育を含めた社会の各分野で積極的に参画を進めていく必要があります。
- (2) 男女共同参画に関する講座・イベントを開催する市町村については、着実に増加していますが、地域によって偏りがみられることから、調査や関係情報の収集などによる問題及び課題の把握が必要です。さらに、県民が気軽に講座やイベントに参加できるよう広報活動や普及啓発事業の促進が求められます。

- (3) 育児や介護への社会的支援及びハラスメントに関する認識の一層の普及啓発が必要なことから、引き続き、あらゆる世代を対象に相談事業、セミナーなど啓発事業を実施していくことが求められます。
- (4) 女性は家事と育児、男性は労働という固定的性別役割分担意識には根強いものがありこの意識を変える必要があります。あらゆる世代の県民が、性別及び職業の有無等かわらず、男女共同参画をそれぞれの身近な問題としてとらえられるよう、ポイント及びターゲットを絞った啓発活動を実施していくことも必要であり、特に、男性及び未来を担う若い世代に向けた積極的なアプローチが必要です。
- (5) 本県では、DV(配偶者等からの暴力)及びストーカーに関して、年間約4,000件の相談等が寄せられており、被害者及び関係者の生命に関わる事件も発生しています。また、強姦性交、強制わいせつなど性犯罪については、全国的には認知件数が減少傾向にあるのに対し、県では増減を繰り返している状況にあります。さらに、新型コロナウイルス感染症による生活様式の変化に伴うストレスや生活不安から家庭内暴力などの増加が懸念されます。これらの事件の被害者の多くは女性であり、効果的な対策が求められています。
- (6) 性別や性的指向^{※1}、性自認^{※2}等を理由として差別的扱いをされるなど社会の中で困難な状況に置かれている人々が安心して暮らすことができ、また、県民が自らの意思に基づき個性と能力を十分に発揮できるよう、多様性(ダイバーシティ)に富んだ豊かな環境づくりに引き続き取り組んでいく必要があります。

【基本目標】

政策・方針決定過程への女性の参画は、男女共同参画社会の実現の基礎となるものであり、あらゆる分野において女性の意見及び考えを反映させることができるよう、女性の参画を拡大し、男女平等・男女共同参画の視点に立った社会組織・制度を作ります。また、男女を問わず、あらゆる世代の県民が男女共同参画をそれぞれの身近な問題として認識するよう、特に、男性、若い世代等の啓発を意識した効果的な普及啓発活動を広く推進するとともに、DV(配偶者等からの暴力)、性犯罪などあらゆる暴力の根絶に向けて、意識啓発及び発生防止対策を推進します。併せて、社会の中で困難な状況に置かれている人々が安心して暮らせるようにするために、意識啓発及び相談体制の整備を進めます。

※1 性的指向…恋愛対象が誰であるかを示す概念。対象が異性に向かう異性愛、同性に向かう同性愛、男女両方に向かう両性愛などがある。

※2 性自認…性別に関する自己意識。性的指向とは異なる。

【男女共同参画の推進に関する施策の方向】

(1) 政策・方針決定過程への女性の参画の促進

社会の構成員の半数を占める女性の意思及び意見を公正に反映させるため、及び社会・組織の今後の活性化には、女性の多様な視点及び様々な能力の活用が欠かせないため、県、市町村等の審議会委員等への登用及び政策・方針決定過程への女性の参画を引き続き推進していくとともに、事業者等に対しても、情報提供等により、管理職・役員における女性の登用の重要性及び必要性の理解の促進を図ります。

県の職員については、「宮城県特定事業主行動計画」、「女性活躍推進法に基づく宮城県教育委員会特定事業主行動計画」、「宮城県警察におけるワークライフバランス等の推進のための行動計画」に基づき、今後とも職員の意欲と能力の把握に努め、職務経験の付与や能力を向上・発揮させる機会の確保について、男女の隔たりがないように配慮して女性職員の登用に努めていきます。

施策の項目
1 県の審議会等委員及び県組織や学校教育での管理職等への女性登用の推進
2 市町村の審議会等委員及び管理職への女性登用の拡大の働きかけ
3 女性の参画・登用に関する事業者、団体等に対する働きかけ・情報提供

(2) 男女共同参画に関する普及啓発の充実

あらゆる世代の県民が、子育て、介護、ハラスメント、性的指向、性自認など、それぞれの身近で切実な問題を切り口として、男女共同参画の重要性について認識を深めることができるよう、市町村、関係団体等と連携し、幅広く、かつ、分かりやすい普及啓発事業を実施します。

施策の項目
4 男女共同参画に関する普及啓発事業の実施
5 市町村、団体等の男女共同参画関連事業の開催の支援

(3) 男性及び若い世代に向けた普及啓発の推進

長時間労働、介護等の問題に直面する男性が働き方の見直し及び家庭・地域社会への参画を意識するようになるため、及び未来を担う若い世代が社会情勢を認識して、結婚、出産等を見据えた自身のキャリア形成をすることができるようになるため、男女共同参画の意義及び重要性についての効果的な普及啓発事業を実施します。

施策の項目
6 男性及び若い世代を対象とした広報・啓発事業の実施
7 男性に対する育児・介護等に関する情報及び学習機会の提供

(4) 女性に対するあらゆる暴力の根絶

DV（配偶者等からの暴力）、ストーカー、性犯罪などの暴力は、人権の重大な侵害であり、配偶者や被害者の心身を著しく傷付けるものです。また、近年はソーシャルネットワーキングサービス（以下「SNS」という。）などの新たな情報発信媒体の広がりに伴い、暴力の多様化や若年層への被害拡大もみられます。国においては、令和2年6月に「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」を取りまとめ、令和2年度から令和4年度までの3年間を性犯罪・性暴力対策の「集中強化期間」と決めました。県においても、これらの暴力を容認しないという社会的認識の醸成や、発生を防ぐための環境づくり及び被害者支援の取組を強化します。

施 策 の 項 目
8 暴力を根絶し、発生を防ぐための意識啓発
9 関係機関による取組及び関係機関の連携の強化
10 性犯罪等被害者への支援及び情報提供
11 若い世代に向けた教育・啓発の推進

(5) 多様な困難を抱える女性や若い世代への支援

ひとり親家庭や貧困など多様な困難を抱える女性や若い世代に対して、生活の安定と自立に向けた支援及び情報提供に取り組みます。

施 策 の 項 目
12 多様な困難を抱える女性や若い世代への支援及び情報提供

(6) 調査・研究及び情報の収集・提供の充実

男女共同参画に関する意識調査の実施、関係情報の収集等により、問題点及び課題を把握し、男女共同参画の推進に関する施策に反映させるとともに、年次報告及び各種関連情報をインターネット等により、適時に、広く県民に提供していきます。

施 策 の 項 目
13 県民の意識及び実態の調査並びに関係情報の収集
14 各種メディアを活用した情報及び事例の提供

(7) 相談体制の整備・強化

男女共同参画に関する相談体制を整備し、関係機関との連携を強化することで、相談対応機能を充実させ、性別や性的指向、性自認等を理由として社会的に困難な思いをしている人々からの相談を含め男女共同参画に関する相談に対し、適切に対応します。

施 策 の 項 目
15 社会の中で困難を感じている人々からの相談対応と関係機関との連携強化

2 家庭における男女共同参画の実現 —男性の家事・育児・介護への更なる参画—

【現状及び課題】

基本計画における関連指標の状況

項 目	第2次基本計画策定時 (平成21年度又は 平成22年4月1日現在)	第3次基本計画策定時 (平成27年度又は 平成28年4月1日現在)	現況値 (令和元年度又は 令和2年4月1日現在)	第3次基本計画の 目標・予測指標 (令和2年度末)
保育所等利用待機児童数	—	638人 (うち仙台市213人)	583人 (うち仙台市121人)	待機児童を解消し、0人を維持
男性にとっての男女共同参画セミナー参加者	—	56人	298人	4年間で400人

(参考指標)

項 目	第2次基本計画策定時 (平成21年度又は 平成22年4月1日現在)	第3次基本計画策定時 (平成27年度又は 平成28年4月1日現在)	現況値 (令和元年度又は 令和2年4月1日現在)
家事・介護・育児等に係る生活時間	男性有業 18分	男性有業 19分	男性有業 21分
	男性無業 42分	男性無業 44分	男性無業 44分
	女性有業 2時間18分	女性有業 2時間30分	女性有業 2時間31分
	女性無業 3時間33分	女性無業 3時間49分	女性無業 3時間38分
	(平成18年全国数値)	(平成23年全国数値)	(平成28年全国数値)

- (1) いわゆる共働きの世帯が増加する中、男女が協力しながら家庭生活の責任を担うという意識の醸成に向けて啓発事業を実施していますが、依然として、家庭生活において家事、介護、看護及び育児（以下「家事等」という。）に要する時間には、男女間で開きがあり、より多くの家事等を女性が担っています。
- (2) 男女共同参画を推進するためには、家庭内での理解を深めることが不可欠です。また、新型コロナウイルス感染症の影響によるテレワークの推進は、家庭内における家事分担の見直しの契機ともなっています。互いの気持ちを伝え合い、家庭内でのコミュニケーションを深められる環境づくりをサポートする体制が更に求められています。
- (3) DV（配偶者等からの暴力）に関する警察への相談等件数は増加傾向にあり、さらに、新型コロナウイルス感染症による生活様式の変化に伴うストレスや生活不安などからDV被害の深刻化が懸念されます。また、児童虐待の防止等に関する法律では、児童虐待について、児童に対する著しい暴言・拒絶的な対応や児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力など、心理的な外傷を与える言動についても含まれることを規定しており、適切な対応が求められます。さらに近年は、いわゆるデートDV（交際相手からの暴力）も社会的に問題となっています。DV（配偶者等からの暴力）は犯罪であるという認識を広めるとともに、被害が潜在化しないよう被害者が相談しやすい体制づくりを進めることが必要です。また、心身を傷付けられた被害者の立場に立った支援策が求められています。

- (4) 女性が安心して安全に妊娠・出産することができ、かつ、男女が共に生涯を健やかに過ごせるよう、人生100年時代に向けた心と体の健康づくりの理解の促進及び支援が求められています。また、育児や介護に対する社会的支援の充実も求められています。

【基本目標】

家庭内での相互理解及びコミュニケーションを深めるとともに、人権を互いに尊重するという意識の啓発に努めます。また、互いに協力し合って家事等を行うことのできる環境の整備及び育児・介護を支えるための多様で質の高い社会的支援体制を整備します。

【男女共同参画の推進に関する施策の方向】

(1) 共に築く家庭生活への支援

家族が、コミュニケーションを図ることにより、互いに理解を深め、協力し合いながら、家事等についてそれぞれの責任を担っていくことができるよう、意識の啓発を行うとともに、必要な知識及び技能の習得の支援を行います。

施 策 の 項 目
16 互いに支え合う家庭生活に関する意識の啓発
17 男女が協力し、責任を担っていくための情報及び学習機会の提供

(2) 育児及び介護に関する社会的支援の充実

育児及び介護を社会全体で支えていくための機運の醸成及び体制の整備を図るとともに、育児負担や介護負担を抱えている方に手厚い支援が行き届くよう、利用者のニーズを踏まえた多様で質の高い保育サービスの整備・充実及び適正で質の高い介護サービスの提供を推進します。

施 策 の 項 目
18 地域ニーズに応じた多様な子育て支援の充実
19 介護を地域で支える制度及び体制の整備
20 育児及び介護に関する情報提供及び相談・支援体制の整備

(3) DV（配偶者等からの暴力）の根絶

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の支援等に関する基本計画」に基づき、暴力を許さない社会の形成、被害者からの相談に対する専門的知識を持った相談員による対応・被害者保護体制の充実と児童虐待への対応、被害者の自立に向けた支援等の各種施策を、関係機関と連携を図りながら協力して実施します。

施 策 の 項 目
21 被害者の相談・保護体制の充実及び児童虐待への対応
22 被害者の自立に向けた支援及び情報提供

(4) 人生100年時代に向けた心と体の健康づくりへの支援

少子高齢化が進行する中、地域において安心して安全に妊娠・出産ができるための支援体制を充実させるとともに、人生100年時代に向けて、生涯にわたり、健康状態に応じて適切に自己管理を行うことができるよう健康のための教育及び相談体制を充実させます。特に、女性については、思春期、妊娠・出産期、更年期、高齢期等の各時期に応じた健康を保持し、かつ、増進できるよう施策に取り組みます。

また、リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）に関する考え方を広く社会に浸透させ、男女が正しい知識・情報を得て認識を深めるための施策を推進します。

施 策 の 項 目
23 生涯を通じた健康の保持及び増進の支援
24 妊娠・出産期における母子の健康の確保の推進
25 「性と生殖に関する健康と権利」の考え方の浸透・定着

3 学校教育における男女共同参画の実現 ー共生と自立をめざしてー

【現状及び課題】

(参考指標)

項 目	第2次基本計画策定時 (平成21年度又は 平成22年4月1日現在)	第3次基本計画策定時 (平成27年度又は 平成28年4月1日現在)	現況値 (令和元年度又は 令和2年4月1日現在)
小学校・中学校・高校の管理職に占める女性の割合	公立小学校 15.7%	公立小学校 19.4%	公立小学校 21.4%
※ 公立小学校・公立中学校は仙台市を含む	公立中学校 8.8%	公立中学校 11.1%	公立中学校 14.2%
※ 県立高等学校は県立特別支援学校を含む	県立高等学校 6.3%	県立高等学校 4.3%	県立高等学校 10.0%

- (1) 児童・生徒が、性別にかかわらず、主体的に進路を選択する能力を身に付け、かつ、広い分野でその能力及び個性を発揮するため、みやぎの志教育^{※1}もあわせて、児童・生徒における男女共同参画に関する理解を促進していく必要があります。
- (2) デジタル技術の進歩により社会経済情勢及び労働環境が急速に変化する中、未来を担う若い世代の人たちが、職業、結婚、出産等を見据えた自身のキャリア形成ができるような情報提供・意識の啓発が求められています。
- (3) 健康や性に関して児童・生徒が正しく理解し、かつ、適切に自身の身体を管理することができるよう、適切な教育を進めていく必要があります。

※1 みやぎの志教育…小・中・高等学校の全時期を通じて、人や社会とかがかわる中で社会性や勤労観を養い、集団や社会の中で果たすべき自己の役割を考えさせながら、将来の社会人としてのよりよい生き方を主体的に求めさせていく教育。

- (4) 人々の意識の中に形成された固定的性別役割分担意識や性に関する偏見の解消や人権尊重を基盤とした男女平等観の形成などが大きな課題になっており、学校教育の場において、教職員が的確かつきめ細やかに対応できる体制づくりが必要です。
- (5) 近年、SNSを使ったいじめやハラスメント、プライバシー等を暴露するアウティングなどから被害者が自死するなど深刻な事例が発生しています。性別や性的指向と性自認等によって差別的な扱いを受けることなく、安全で安心な教育環境の実現が求められています。

【基本目標】

学校教育が人間の意識及び価値観の形成に果たす役割は大きいことから、学校教育の場で人権の尊重を基盤とし、男女共同参画に関する理解を促進していくよう努めます。また、変化する社会経済情勢及び労働環境に対応することにより、適切な進路又は職業を選択することができるような情報提供・意識の啓発を推進します。

【男女共同参画の推進に関する施策の方向】

(1) 男女共同参画に関する理解の促進

学校教育において、人権及び男女共同参画に関する意識を高め、かつ、自立の意識を育む学習の一層の充実を図ります。また、多様な人とのかかわりを重視した学習の充実を推進することにより、自己理解や他者理解を深化させ、よりよい人間関係を築く力を養います。さらに、教職員、保護者等の男女共同参画に関する理解を深める意識の啓発等の取組を促進します。

施 策 の 項 目	
26	人権及び男女共同参画に関する意識の醸成に配慮した指導及び学校運営
27	人とのかかわりを重視した学習及び相談体制の充実
28	教職員、保護者等の男女共同参画に関する理解の促進

(2) キャリア教育の推進と人材育成

性別にかかわらず、将来、「社会人・職業人」として自立する上で必要な能力及び態度を育みます。また、自己の適性等を理解し、主体的に進路を選択する能力及び態度を育成する取組について各学校等を通じて進めます。

また、県内大学等と連携し、次代を担うリーダーとなり得る人材を育成するとともに、女性の少ない専門分野（科学技術等）の発展に女性が寄与できるよう参画を推進します。

施 策 の 項 目	
29	キャリア教育の推進
30	次代を担うリーダーとなり得る人材と理工系女性人材の育成

(3) 健康のための教育の推進

児童・生徒の様々な心身の問題に対応するため、学校における健康のための教育の充実を図るとともに、児童・生徒が健康及び性に関する正しい知識及び情報を身に付けられるよう、発達段階に配慮しながら取り組んでいきます。また、性的指向・性自認等に関する悩みを抱える児童・生徒に対し、適切かつきめ細かな対応を行うとともに、他の児童・生徒に対しても理解を促すなど、安全で安心な教育環境の実現に努めます。

施 策 の 項 目	
31	児童・生徒の心身の健康を保つ学校保健の充実
32	健康及び性に関する教育の充実

4 職場における男女共同参画の実現 —男女が共に学び・活躍し続けるために—

〔「宮城県女性の職業生活における活躍についての推進に関する施策についての計画」はこ〕
の項を中心に構成されます。

【現状及び課題】

基本計画における関連指標の現状

項 目	第2次基本計画策定時 (平成21年度又は 平成22年4月1日現在)	第3次基本計画策定時 (平成27年度又は 平成28年4月1日現在)	現況値 (令和元年度又は 令和2年4月1日現在)	第3次基本計画の 目標・予測指標 (令和2年度末)
育児休業 ^{※1} 取得率 (宮城県労働実態調査)	男性 4.1% 女性 75.8%	男性 4.9% 女性 89.8%	男性 5.0% 女性 77.3%	男性 10% 女性 90%
女性のチカラを活かす ゴールド認証企業数	—	15社	27社	30社
みやぎの女性活躍推 進サポーター	—	0人	13市6町村 218人	全市町村に配置 4年で100人養成

(参考指標)

項 目	第2次基本計画策定時 (平成21年度又は 平成22年4月1日現在)	第3次基本計画策定時 (平成27年度又は 平成28年4月1日現在)	現況値 (令和元年度又は 令和2年4月1日現在)
企業の役職者に占める女性の割合	係長級以上の役職者 9.2% 部長級 4.9% 課長級 7.2% 係長級 13.8% (全国数値)	係長級以上の役職者 11.9% 部長級 6.2% 課長級 9.8% 係長級 17.0% (全国数値)	係長級以上の役職者 13.6% 部長級 6.9% 課長級 11.4% 係長級 18.9% (全国数値)
宮城県内のハローワ ークへ新規求職者申 込みをした女性の就 職率	—	35.1%	32.8%

※1 育児休業…有給・無給に関係なく社内で認められている休暇。

- (1) 出産や育児、介護のために仕事を辞める女性は依然として少なくありませんが、女性の意識の変化及び厳しい経済状況を反映し、働くことを希望する女性が増えています。女性が職業生活を継続していくことができるよう、保育所などの社会的インフラの整備及び延長保育等の保育サービス、介護サービスの充実を図るとともに、一旦仕事を離れた女性の再チャレンジへの支援が求められています。
- (2) 少子・高齢化が進展する中、育児・介護休業制度についての法整備等が進められていますが、職場によっては、育児休業、介護休業等を取得し難い雰囲気があること及び育児をしながらの就業が困難な環境も指摘されています。男性の育児休業の取得の促進など、育児と就業とを両立することができる職場環境を確立するとともに、長時間労働の削減や有給休暇の取得促進、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえたテレワークの推進など、従来の働き方を見直し、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）を図っていくことが必要です。このことが、家庭における環境の改善にも資することが期待されることです。
- (3) 経済状況及び雇用環境の悪化により、世帯の所得は減少する傾向にあります。特に「ひとり親家庭」の貧困の問題が顕在化・深刻化しており、「ひとり親家庭」の自立に向けた支援が必要です。
- (4) 職場でのセクシュアル・ハラスメントやマタニティ・ハラスメント、パワーハラスメントは、異性間・同性間にかかわらず依然として多数発生しているため、その対策には、粘り強く取り組んでいく必要があります。また、男性の育休取得や育児のための短時間勤務などを妨げるパタニティハラスメントも問題となっており、職場環境の一層の整備が求められています。

【基本目標】

「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（平成27年法律第64号）によれば、女性の職業生活における活躍とは、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性はその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍することと定義しています。男女が共に多様な生き方・働き方を実現でき、ゆとりがあり豊かで活力にあふれ、生産性が高く持続可能な社会が形成されるよう、働く場面における「女性の活躍」の実現を図ります。

また、少子・高齢化及びライフスタイルの多様化が進展する中、仕事と生活の調和の実現に向け、人生100年時代も意識した多様で柔軟な働き方を選択することができるような制度の整備及び働き方の見直しに関する意識の啓発を進めます。

【男女共同参画の推進に関する施策の方向】

(1) 職場における女性の参画の促進

職場において、男女の均等な機会及び待遇を実質的に確保することにより、女性が能力を十分に発揮できるよう、関係法令の理解及び遵守を促進します。また、女性の採用、職域の拡大、管理職への登用等について、国の認定制度も含めた情報提供を行うとともに、県の認証・表彰制度等により、事業者に対し積極的な取組を働きかけます。特に優れた取組を行っている事業者については、県のホームページやパンフレット等で紹介するなど、積極的にPRを行っていきます。

施 策 の 項 目
33 関係法令の周知徹底及びあらゆるハラスメント防止対策の促進
34 労働相談・情報提供体制の充実
35 ポジティブ・アクション(女性の参画を促進する取組)の普及啓発及び情報提供

(2) ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の推進

新型コロナウイルス感染症を契機としてテレワークなどの多様な働き方の推進がこれまで以上に求められており、労働環境の整備や長時間労働の抑制等働き方の見直し、男性の育児への参画など各分野において、みやぎイクボス同盟^{※1}とも連携し、仕事と生活の調和に関する意識の啓発を広く進めていきます。また、男女が共に働きやすい環境の整備及び保育・介護サービスなど社会的支援体制の充実を促進します。

施 策 の 項 目
36 育児・介護休業制度の普及拡充及び育児・介護休業制度を利用しやすい環境づくりの促進
37 仕事と生活の調和及び働き方の見直しに関する意識啓発及び取組の推進
38 仕事と家庭の両立を支える各種支援制度の普及の促進

(3) 職業能力開発及び学び直しの支援

国等関係機関と連携し、就業を希望する女性が職業能力を開発するための機会及び情報の提供を充実させます。また、人生100年時代に向けて、男女がともに学び続け活躍し続けられる環境の整備が求められており、職業能力開発及び学び直しの機会を提供します。さらに、出産、育児等により一旦仕事を離れた女性の再就職を支援するとともに、「新宮城県ひとり親家庭自立促進計画」に基づき、引き続き、経済的に厳しい「ひとり親家庭」において子育てをする者の就業及び自立に関する支援に取り組みます。

※1 みやぎイクボス同盟…「イクボス」(部下のワーク・ライフ・バランスを尊重し、組織の業績の向上を図り、自らも仕事と私生活を楽しむことができる上司)の必要性を認識し、積極的に管理職の意識改革を行って、新しい時代の理想の上司「イクボス」を育てていこうとする企業・団体のネットワーク。

施 策 の 項 目
39 職業能力開発及び学び直しの機会並びに情報の提供
40 再就職を希望する女性及び多様な勤務・就業形態の女性労働者の支援
41 「ひとり親家庭」において子育てをする者の就業及び自立の支援

5 農林水産業・商工自営業における男女共同参画の実現

－女性の地位や権限の確立をめざして－

【現状及び課題】

基本計画における関連指標の現状

項 目	第2次基本計画策定時 (平成21年度又は 平成22年4月1日現在)	第3次基本計画策定時 (平成27年度又は 平成28年4月1日現在)	現況値 (令和元年度又は 令和2年4月1日現在)	第3次基本計画の 目標・予測指標 (令和2年度末)
家族経営協定※1 締結数	564経営体	684経営体	729経営体	700経営体

(参考指標)

項 目	第2次基本計画策定時 (平成21年度又は 平成22年4月1日現在)	第3次基本計画策定時 (平成27年度又は 平成28年4月1日現在)	現況値 (令和元年度又は 令和2年4月1日現在)
女性農業者起業数 (年間販売金額 500万円以上)	81件	96件	93件

- (1) 農業を発展させていく上で、農業経営における女性参画は重要な役割を果たしていますが、指導的地位や経営主の多数を男性が担っている状況にあります。共同経営者として女性の地位や権限を確立するため、家族経営協定の一層の普及・啓発を図るほか、農業委員等への女性の登用などを進め、方針決定過程に女性の意見を反映させていく必要があります。
- (2) 様々な産業・分野において、女性の視点及び経験を活かした事業化のニーズが多いと考えられることから、起業や事業承継に関する情報提供及び支援を充実させていくことが求められます。
- (3) 女性活躍促進やワーク・ライフ・バランスの取組の推進について、従業員規模が小さい企業や女性従業員の少ない業種に対しても、取組事例の紹介や支援情報等を分かりやすく提供していく必要があります。

※1 家族経営協定…家族農業経営に携わる各世帯員が、意欲とやり甲斐を持って経営に参画できる魅力的な農業経営を目指し、経営方針や役割分担、家族みんなが働きやすい就業環境などについて、家族間の十分な話し合いに基づき取り決めるもの。

【基本目標】

女性は、農林水産業・商工自営業その他の事業の重要な担い手であることから、女性が経営活動及び方針決定に関わっていくための意識の啓発及び能力を発揮しやすい環境整備を促進します。また、女性の視点及び経験を生かすとともに、多様で柔軟な働き方のニーズに対応するため、起業や事業継承に関する情報提供及び支援を推進します。

【男女共同参画の推進に関する施策の方向】

(1) 経営や方針決定過程への女性の参画促進

農林水産業・商工自営業の経営及び方針決定過程への女性の参画を促進するための啓発活動、研修等を実施します。また、みやぎの女性活躍促進連携会議と連携し、商工自営業分野を含め情報の提供を行っていきます。さらに、農業分野における家族経営協定の締結促進など、男女が対等な立場で快適に働くための環境整備や農業委員等への女性の登用を促進します。

施 策 の 項 目	
42	女性の経営及び方針決定過程への参画を促進するための意識啓発並びに支援
43	家族経営協定の普及・促進及び労働条件に関する意識啓発

(2) 起業・事業承継への支援の充実

起業や事業承継に関する知識や情報の提供、事業運営のフォローなど、起業や事業承継に関する相談・支援体制を充実させます。

施 策 の 項 目	
44	起業・事業承継に関する情報提供・相談及び支援
45	女性起業家相互間、経営者相互間及び女性起業家と経営者との交流・連携の促進

6 地域における男女共同参画の実現 —多様な主体との連携・学び合い—

【現状及び課題】

基本計画における関連指標の現状

項 目	第2次基本計画策定時 (平成21年度又は 平成22年4月1日現在)	第3次基本計画策定時 (平成27年度又は 平成28年4月1日現在)	現況値 (令和元年度又は 令和2年4月1日現在)	第3次基本計画の 目標・予測指標 (令和2年度末)
男女共同参画基本 計画を策定した市 町村の割合	51.4%	市92.3% 町村40.9%	市100% 町村42.9%	市100% 町村70%

(参考指標)

項 目	第2次基本計画策定時 (平成21年度又は 平成22年4月1日現在)	第3次基本計画策定時 (平成27年度又は 平成28年4月1日現在)	現況値 (令和元年度又は 令和2年4月1日現在)
自治会長(町内会長・区長) に占める女性の割合	3.1%	4.2%	4.9%

- (1) 市町村男女共同参画基本計画を策定した市町村の割合は65.7%(市100%, 町村42.9%)になり、男女共同参画に関する地域の取組は徐々に広がりを見せていますが、まだ十分とはいえません。また、地域により取組状況にばらつきがあります。
- (2) 自治会等の地域活動の場への参画には、年代及び性別の偏りが見られます。また、方針決定過程に関わる女性の割合はいまだ低い状況にあります。
- (3) 民間非営利活動団体(NPO)、ボランティア団体等の活動が、福祉、まちづくり、環境など、各分野において重要な役割を果たすようになっていきます。
- (4) 家族形態及びライフスタイルの多様化などにより、地域のつながりが弱まるなか、経済的基盤の弱い高齢者及び障害者、孤立につながりやすい単身世帯など、経済面及び家事・健康管理等の生活面での支援を必要とするケースが増加しています。
- (5) 経済・社会のグローバル化の進展に伴い、県の在留外国人の数は増加しており、その国籍や在留資格も多様化しています。特に、日本人の配偶者等として暮らす外国人(以下「外国人配偶者等」という。)の家庭では、コミュニケーションの問題や文化的背景の違いなどにより、外国人配偶者等本人の困難はもとより、家族における問題が増加し、かつ、複雑化する場合も多いことから、適切な支援が求められています。

【基本目標】

少子・高齢化及び人口の減少が進む中、地域は、家庭とともに身近で重要な生活の場であることから、年代・性別、障害の有無、性的指向と性自認、国籍等に関わらず、全ての県民が安心して住み続けることができる地域づくりを進めます。また、人生100年時代に向けて、活力ある豊かな地域社会の実現のために、県民誰もが、様々な地域の活動に積極的に参画し、ともに責任を担っていくような環境整備を推進します。

【男女共同参画の推進に関する施策の方向】

(1) 市町村における男女共同参画の推進の支援

男女共同参画の意識を県内各地域に広げ、地域の特性及び実情に応じた取組を推進するため、県民にとって身近な市町村が定める市町村男女共同参画基本計画の策定及び男女共同参画推進の取組を支援します。

施 策 の 項 目
46 男女共同参画の推進状況等の情報提供及び市町村の条例・計画策定の支援
47 男女共同参画に関する事業の開催の支援

(2) 地域活動における男女共同参画の促進

人生100年時代に向けて、PTA、自治会・町内会、各種ボランティアなど様々な活動の場に多様な年代の男女の参画が進み、これらの活動の方針決定の場へ女性の参画が拡大するよう情報提供及び意識啓発を行います。また、地域を支える民間非営利活動団体（NPO）等各種地域団体の活動を支援するとともに、これらの団体との連携及び協働を推進します。

施 策 の 項 目
48 ボランティア及び地域活動への参画促進のための環境整備
49 NPO等各種地域団体・企業との連携及びその活動の支援

(3) 高齢者、障害者、単身者等の自立支援

高齢者、障害者、単身者等が、地域において経済的・社会的に自立した生活を安心して送ることができるよう、就労支援、生活環境の整備その他必要な支援・サービスの提供を進めます。

施 策 の 項 目
50 社会全体のバリアフリー化の推進
51 就労の支援
52 仲間づくり、生きがいづくり、健康づくり等活動の支援

(4) 国際的な視野及び「多文化共生」の視点の確立

国際社会における男女共同参画の推進の動向及び取組について、情報を収集し、県民に提供します。また、「宮城県多文化共生社会推進計画」に基づき、国籍、民族等の違いにかかわらず、すべての県民の人権が尊重され、かつ、誰もが地域社会に参画することができる「多文化共生」の社会づくりを進め、外国人県民等の社会活動への参加促進と支援に取り組みます。

施 策 の 項 目
53 男女共同参画の国際的動向及び取組に関する情報の収集・提供
54 「多文化共生」に関する理解の促進及び外国人県民等の社会活動の参加の促進と支援

7 防災・復興における男女共同参画の実現 — 平常時から備える多様な視点 —

【現状及び課題】

基本計画における関連指標の現状

項 目	第2次基本計画策定時 (平成21年度又は 平成22年4月1日現在)	第3次基本計画策定時 (平成27年度又は 平成28年4月1日現在)	現況値 (令和元年度又は 令和2年4月1日現在)	第3次基本計画の 目標・予測指標 (令和2年度末)
宮城県防災会議の委員 に占める女性の割合	—	9.4%	15.8%	30%

(参考指標)

項 目	第2次基本計画策定時 (平成21年度又は 平成22年4月1日現在)	第3次基本計画策定時 (平成27年度又は 平成28年4月1日現在)	現況値 (令和元年度又は 令和2年4月1日現在)
女性消防団員がいる消 防団の割合	—	61.9%	81.0%

- (1) 東日本大震災の発生を受け、宮城県男女共同参画審議会から「宮城県の復興推進に男女共同参画の視点を」と題して提言がなされ、これを踏まえて基本計画に「震災復興分野及び防災分野」の体系を追加し、取組を推進してきました。本基本計画（第4次）においても、継続して各事業を行い、防災・復興における男女共同参画の実現を図る必要があります。
- (2) 平成27年3月に開催された第3回国連防災世界会議にて採択された「仙台防災枠組2015-2030」においても、女性の視点を反映することは、地域の防災力向上につながり、その重要性が確認されました。東日本大震災の経験を踏まえ、多様な視点を反映した防災対策の実施により県内の防災力向上を図るためには、政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立することが求められています。
- (3) 東日本大震災の教訓を生かし、防災・復興においても女性が主体的な担い手であることを認識し、女性をはじめ地域の多様な生活者のニーズを反映した、誰にとっても安全・安心な暮らしを確保することができるよう平常時から防災・復興の取組に男女共同参画の視点を取り入れることが求められます。

【基本目標】

今後起こりうる災害の対応においては、平常時からあらゆる場・組織での女性の参画を促進し、男女共同参画の視点を防災施策に反映させる必要があることから、地域防災計画の作成及びその実施を推進する県及び市町村の防災会議において女性の意見及び考えを反映できる体制づくりを図っていきます。

また、災害が発生した際の避難所の開設・運営に男女双方がリーダーとして参画し、男女共同参画の視点に立った運営管理がなされるよう、東日本大震災の教訓を踏まえ、避難所運営マニュアルの整備を更に進めていきます。

【男女共同参画の推進に関する施策の方向】

(1) 地域防災計画の策定など、意思決定の場における女性の参画の推進

防災分野への女性の参画促進の重要性を認識し、女性の意思及び意見を公正に反映させるため、県及び市町村の防災会議等への女性の登用を図っていきます。

また、防災の現場における女性の参画拡大のため、関係機関や団体と連携し、女性が活動しやすい環境の整備を推進します。

施 策 の 項 目
55 県や市町村の防災会議への女性登用の促進及び人材の育成
56 防災関係機関・団体との連携及び取組の強化

(2) 男女共同参画や多様な視点での防災意識の啓発及び安全・安心な暮らしの確保

東日本大震災を教訓として男女共同参画や多様な視点での防災に関する意識の啓発を行うとともに、県民が安全でかつ安心して暮らせるような相談・支援体制の整備を行います。

施 策 の 項 目
57 防災意識の啓発
58 県民の悩みや女性に対する暴力等に関する相談・支援体制の整備

(3) 地域における防災・復興の担い手としての女性の力の活用

東日本大震災からの復興・再生の過程では、様々な場面において女性が主体的に活動し、地域を変える大きな役割を果たしたことから、引き続き民間非営利活動団体（NPO）や企業等各種地域団体との協働や防災施策における女性の参画を推進していきます。

施 策 の 項 目
59 NPO等各種地域団体との連携及びその活動の支援

第4章 推 進 体 制

第4章 推進体制

基本計画を着実に推進していくため、県の各部局・各機関が一体となって取り組むとともに、国、市町村、事業所、関係団体等との緊密な連携を図り、男女共同参画の推進に関する施策を総合的に推進します。

1 推進体制及び進行管理

知事を本部長とする宮城県男女共同参画施策推進本部において、基本計画の進行管理を行い、条例第16条の規定に基づき、男女共同参画の推進状況及び男女共同参画の推進に関する施策の実施状況を明らかにする報告書（以下「年次報告」という。）を作成し、及び公表して、男女共同参画の推進に関する施策の着実な推進を図るとともに、職員の男女共同参画に関する意識の啓発に努めます。

また、年次報告の作成、公表にあたっては、宮城県男女共同参画審議会の意見を聴取し、次年度の施策に反映します。

2 市町村との連携及び協働

地域の実情に応じた男女共同参画の取組が推進されるよう、市町村との連携・協働を図り、男女共同参画に関する推進体制の整備、基本計画等の策定等に対する支援、県と市町村及び市町村相互間のネットワークづくりを行います。

3 関係団体との連携及び協働

男女共同参画に関する活動を行っている民間非営利活動団体（NPO）等各種団体の活動を支援するとともに、これらとの連携及び協働を推進します。

4 県民及び事業者との連携

県民及び事業者に対する情報提供を行い、広く男女共同参画の推進を働きかけて事業を展開するとともに、男女共同参画に関する自主的な取組に対する支援を行います。

5 各主体間の連携

経済団体、関係団体、行政等が連携・協力し、一体となって女性が活躍しやすい環境の整備を推進することを目的に設立した「みやぎの女性活躍促進連携会議」等を通じて各主体間の連携を進めます。

6 男女共同参画に関する相談及び苦情の適切な処理

男女共同参画に関する県民及び事業者からの相談及び苦情について、「みやぎ男女共同参画相談室」を設置して、必要により関係機関とも連携しながら適切な処理に努めます。

男女共同参画の指標

男女共同参画の指標

- ◆ 県行政の指標として達成を目指すこととしているもののみならず、県行政の男女共同参画社会実現に向けた取組の中で、市町村、県民及び事業者との連携の結果として達成が期待され、又は予測される数値をまとめたものです。

項目	現況値 (令和元年度又は 令和2年4月1日現在)	目標・予測指標 (令和7年度)
県の審議会等委員における女性の割合	38.8%	45%
市町村の審議会等委員における女性の割合	28.5%	35%
県の管理職に占める女性の割合 (知事部局の本庁課長級以上の職員)	7.1%	15%以上
男女共同参画に関わる講座・イベントの開催市町村の割合	77.1%	100%
保育所等利用待機児童数	583人 (うち仙台市121人)	待機児童を解消し、 0人を維持
男性にとっての男女共同参画セミナー参加者	298人	5年間で500人
男性の育児休業取得率(宮城県職員)	25.6%	50%以上
女性のチカラを活かすゴールド認証企業数	27社	50社
家族経営協定締結数	729経営体	770経営体
農業委員に占める女性の割合	16.4%	30%
男女共同参画基本計画を策定した市町村の割合	市100% 町村42.9%	市町村100%
NPO等地域団体との男女共同参画に関わる連携事業の実施回数 (県及び市町村)	—	30回
宮城県防災会議の委員に占める女性の割合	15.8%	30%
防災女性リーダー養成者数	856人	1,450人

◆上記の指標に加えて、次の項目について把握し、広く男女共同参画の状況の参考とする。

項目	現況値 (令和元年度又は令和2年4月1日現在)
社会全体における男女の地位が平等と答えた割合 (内閣府「男女共同参画に関する世論調査」)	男性 24.5% 女性 18.4% (令和元年 全国数値)
市町村の管理職に占める女性の割合(課長相当職以上の職員)	20.1%
DV事案 認知(相談等)件数 (みやぎ男女共同参画相談室/女性相談センター・県・市福祉事務所 /警察本部)	みやぎ男女共同参画相談室 58件 女性相談センター・県・市福祉事務所 795件 警察本部 2,380件
小学校・中学校・高校の管理職に占める女性の割合 ※ 公立小学校・公立中学校は仙台市を含む ※ 県立高等学校は県立特別支援学校を含む	公立小学校 21.4% 公立中学校 14.2% 県立高等学校 10.0%
家事・介護・育児等に係る生活時間 ※6歳未満の子供がいる夫婦と子供の世帯に限定した夫と妻の一日当 たりの生活時間。「家事」、「介護・看護」、「育児」及び「買い物」の 合計時間。 (総務省「社会生活基本調査」)	夫：全国 83分 宮城県 85分 妻：全国 454分 宮城県 462分 (平成28年数値)
育児休業等取得率 (宮城県労働実態調査)	男性 5.0% 女性 77.3%
企業の役職者に占める女性の割合 *労働者は、役職者(部長級、課長級、係長級)と非役職者の計 (厚生労働省「賃金構造基本統計調査」/企業規模100人以上)	係長級以上の役職者 13.6% 部長級 6.9% 課長級 11.4% 係長級 18.9% (令和元年 全国数値)
宮城県内のハローワークへ新規求職者申込みをした女性の就職率 {(一般職業紹介状況のうち女性の就職件数/女性の新規求職者申込件数)} ※新規卒関係除く。 (宮城労働局)	32.8%
自治会長(町内会長・区長)に占める女性の割合	4.9%
女性消防団員がいる消防団の割合 (宮城県消防協会)	81.0%

参 考 資 料

- I 宮城県男女共同参画審議会委員名簿
- II 宮城県男女共同参画基本計画（第4次）の策定経緯
- III 男女共同参画に関する動き
 - （1）国際婦人年以降の国内外の動き（年表）
 - （2）宮城県の動き
- IV 宮城県男女共同参画推進条例
- V 男女共同参画社会基本法
- VI 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律
- VII 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律

I 宮城県男女共同参画審議会委員名簿

(令和3年1月27日(答申)現在, 五十音順, 敬称略)

氏 名	職 名	備 考
兼子 佳恵	公募委員	
北島 みどり	弁護士	
熊谷 大	利府町長	
栗林 美知子	公募委員	
佐藤 央子	宮城労働局 雇用環境・均等室長	
高橋 慎	宮城県農業協同組合中央会 常務理事	
田口 敦子	慶應義塾大学看護医療学部 教授	
土橋 章子	東北電力株式会社 ビジネスサポート本部 人財部課長	
成瀬 陽子	登米市立北方小学校 校長	
水野 紀子	白鷗大学法学部 教授	会 長
吉田 聡	一般社団法人宮城県経営者協会 事務局長	
渡部 順一	宮城学院女子大学現代ビジネス学部 教授	副会長

Ⅱ 宮城県男女共同参画基本計画（第4次）の策定経緯

令和元年3月25日	第1回審議会・諮問	○ 審議会へ諮問 ○ 第4次計画の策定方針等を審議
令和2年6月16日	第2回審議会	○ 第4次計画の基本方針案を審議
令和2年7月20日	第3回審議会	○ 第4次計画素案を審議
令和2年10月29日	第4回審議会	○ 第4次計画中間案を審議
令和2年11月19日 ～令和2年12月18日	県民の意見提出手続 (パブリックコメント)	○ 第4次計画中間案に対する意見募集
令和3年1月26日	第5回審議会	○ 第4次計画最終案を審議
令和3年1月27日	答申	○ 審議会から答申
令和3年1月28日	男女共同参画施策推進本部 幹事会・主管課長会議	○ 第4次計画案を検討
令和3年2月 1日	男女共同参画施策推進本部 会議	○ 第4次計画案を決定
令和3年2月16日	県議会（令和3年2月定例会）議案提出	
令和3年3月	県議会で可決 公表	

Ⅲ 男女共同参画に関する動き

(1) 国際婦人年以降の国内外の動き（年表）

	国 連	日 本	宮城県
1975年 (昭和50年)	国際婦人年（目標：平等，発展，平和） 国際婦人年世界会議（メキシコシティ） 「世界行動計画」採択	婦人問題企画推進本部設置 婦人問題企画推進会議開催	
国 連 婦 人 の 十 年	1976年 (昭和51年)		女性行政窓口を生活環境部県民課に設置
	1977年 (昭和52年)		「国内行動計画」策定
	1979年 (昭和54年)	国連第34回総会「女子差別撤廃条約」採択	
	1980年 (昭和55年)	「国連婦人の十年」中間年世界会議（コペンハーゲン） 「国連婦人の十年後半期行動プログラム」採択	宮城県婦人関係行政推進庁内連絡会議設置
	1981年 (昭和56年)		「国内行動計画後期重点目標」策定 生活福祉部婦人青少年課設置 女子差別撤廃条約批准促進の意見書県議会採択 宮城県婦人問題懇談会発足
	1983年 (昭和58年)		宮城県婦人問題懇談会より提言
	1984年 (昭和59年)		「みやぎ婦人施策の方向－21世紀への助走－」策定
	1985年 (昭和60年)	「国連婦人の十年」ナイロビ世界会議 (西暦2000年に向けての) 「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択	「国籍法」の改正 「男女雇用機会均等法」の公布 「女子差別撤廃条約」批准
1986年 (昭和61年)		婦人問題企画推進本部拡充：構成を全省庁に拡大 婦人問題企画推進有識者会議開催	
1987年 (昭和62年)		「西暦2000年に向けての国内行動計画」策定	

	国 連	日 本	宮城県
1990年 (平成2年)	国連婦人の地位委員会拡大会期 国連経済社会理事会「婦人の地位 向上のためのナイロビ将来戦略 に関する第1回見直しと評価に 伴う勧告及び結論」採択		「みやぎ婦人施策推進基本計画 —男女共同参加型社会の形成を めざして—」策定
1991年 (平成3年)		「育児休業法」の公布	
1992年 (平成4年)			生活福祉部女性政策課設置 宮城県女性行政推進庁内連絡会 議設置 宮城県女性問題懇談会設置
1993年 (平成5年)			環境生活部女性政策課に組織改 正
1994年 (平成6年)		男女共同参画室設置 男女共同参画審議会設置（政令） 男女共同参画推進本部設置	宮城県女性問題懇談会より提言
1995年 (平成7年)	第4回世界女性会議—平等，開 発，平和のための行動（北京）「北 京宣言及び行動綱領」採択	「育児休業法」の改正（介護休業 制度の法制化）	
1996年 (平成8年)		男女共同参画推進連携会議（えが りてネットワーク）発足 「男女共同参画2000年プラン」 策定	宮城県男女共同参画推進委員会 設置
1997年 (平成9年)		男女共同参画審議会設置（法律） 「男女雇用機会均等法」改正 「介護保険法」公布	
1998年 (平成10年)			宮城県における男女共同参画社 会の実現に向けての推進策並び に宮城県女性行動計画について 答申（宮城県男女共同参画推進委 員会） 「みやぎ男女共同参画推進ブラ ン」策定
1999年 (平成11年)		「男女共同参画社会基本法」公 布，施行 「食料・農業・農村基本法」公布， 施行	女性青少年課設置 男女共同参画施策推進本部設置

	国 連	日 本	宮城県
2000年 (平成12年)	国連特別総会「女性2000年会議」 (ニューヨーク)	「男女共同参画基本計画」閣議決定	
2001年 (平成13年)		男女共同参画会議設置 男女共同参画局設置 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」施行 第1回男女共同参画週間 「仕事と子育ての両立支援策の方針について」閣議決定	男女共同参画推進課設置 「宮城県男女共同参画推進条例」公布, 施行 宮城県男女共同参画審議会設置
2002年 (平成14年)		アフガニスタンの女性支援に関する懇談会設置	
2003年 (平成15年)		「女性のチャレンジ支援策の推進について」男女共同参画推進本部決定 「少子化社会対策基本法」公布, 施行 女子差別撤廃条約実施状況第4回・第5回報告審議 「次世代育成支援対策推進法」公布, 施行	宮城県男女共同参画基本計画について答申(宮城県男女共同参画審議会) 「宮城県男女共同参画基本計画」策定
2004年 (平成16年)		「女性国家公務員の採用・登用の拡大等について」男女共同参画推進本部決定 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正	
2005年 (平成17年)	国連「北京+10」世界閣僚級会合 (ニューヨーク)	「男女共同参画基本計画(第2次)」閣議決定 「女性の再チャレンジ支援プラン」策定	「新みやぎ子どもの幸福計画(宮城県次世代育成支援行動計画)」前期計画策定
2006年 (平成18年)		「国の審議会等における女性委員の登用の促進について」男女共同参画推進本部決定 「男女雇用機会均等法」改正 東アジア男女共同参画担当大臣会合開催 「女性の再チャレンジ支援プラン」改定	「配偶者からの暴力の防止及び被害者の支援に関する基本計画」策定

	国 連	日 本	宮城県
2007年 (平成19年)		「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正 「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」改正 「子どもと家族を応援する日本」重点戦略とりまとめ 「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定	「宮城の将来ビジョン」策定
2008年 (平成20年)		「女性の参画加速プログラム」男女共同参画推進本部決定 女子差別撤廃条約実施状況第6回報告提出	
2009年 (平成21年)		「次世代育成支援対策推進法」改正 「育児・介護休業法」改正	「配偶者からの暴力の防止及び被害者の支援に関する基本計画」改定 共同参画社会推進課設置
2010年 (平成22年)	国連「北京+15」記念会合（ニューヨーク）	「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」新合意 「男女共同参画基本計画（第3次）」閣議決定	「新みやぎ子どもの幸福計画（宮城県次世代育成支援行動計画）」後期計画策定 宮城県男女共同参画基本計画（第2次）について答申（宮城県男女共同参画審議会）
2011年 (平成23年)			「宮城県男女共同参画基本計画（第2次）」策定
		東日本大震災の発生	
			「宮城県震災復興計画」策定
2012年 (平成24年)			「配偶者からの暴力の防止及び被害者の支援に関する基本計画」改定 東日本大震災からの復興推進に向けての提言（宮城県男女共同参画審議会） 東日本大震災での被災者支援等における男女共同参画の状況調査
2013年 (平成25年)		「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正	
2014年 (平成26年)		「次世代育成支援対策推進法」改正	

	国 連	日 本	宮城県
2015年 (平成27年)	国連「北京+20」(ニューヨーク) 国連持続可能な開発サミット(ニ ューヨーク) 「持続可能な開発のための2030 アジェンダ(SDGs)」採択 第3回国連防災世界会議(仙台) 「仙台防災枠組2015-2030」採 択	「女性の職業生活における活躍の 推進に関する法律」施行(事業主 行動計画部分除く) 「男女共同参画基本計画(第4 次)」閣議決定	「配偶者からの暴力の防止及び被害 者の支援に関する基本計画」改定 「みやぎ子ども・子育て幸福計画(第 1期)」策定 みやぎの女性活躍促進連携会議設立 「宮城県地方創生総合戦略」策定
2016年 (平成28年)		「女性の職業生活における活躍の 推進に関する法律」全面施行 「男女雇用機会均等法」改正 「育児・介護休業法」改正	宮城県・県教育委員会・県警察にお いて「女性活躍推進法に基づく特定 事業主行動計画」策定
2017年 (平成29年)		「働き方改革実行計画」決定	「宮城の将来ビジョン」改定 宮城県男女共同参画基本計画(第3 次)について答申(宮城県男女共同 参画審議会) 「宮城県男女共同参画基本計画(第 3次)」 「宮城県女性の職業生活に おける活躍の推進に関する施策につ いての計画」策定
2018年 (平成30年)		「政治分野における男女共同参画 の推進に関する法律」公布, 施行 「働き方改革を推進するための関 係法律の整備に関する法律」公布, 一部施行	「WIT2018宮城」開催
2019年 (令和元年)		「女性活躍推進法」改正	
新型コロナウイルス感染症の流行(令和元年12月海外で確認)			
2020年 (令和2年)	国連「北京+25」記念ハイレベル 会合(ニューヨーク) SDGs「行動の10年」スタート	「男女共同参画基本計画(第5 次)」閣議決定 「子ども・子育て支援法」改正	「みやぎ子ども・子育て幸福計画」 改定
2021年 (令和3年)			「新・宮城の将来ビジョン」策定 宮城県男女共同参画基本計画(第4 次)について答申(宮城県男女共同 参画審議会) 「宮城県男女共同参画基本計画(第 4次)」 「宮城県女性の職業生活に おける活躍の推進に関する施策につ いての計画」策定 「配偶者からの暴力の防止及び被害

			者の支援に関する基本計画」策定 宮城県・県警察において「女性活躍 推進法に基づく特定事業主行動計 画」策定
--	--	--	--

(2) 宮城県の動き

- 庁内組織について
 - ・ 1976年（昭和51年），女性行政の窓口を生活環境部県民課に設置。
 - ・ 1981年（昭和56年），女性行政の窓口を青少年課に移管し，課名を婦人青少年課と改めるとともに，婦人対策係を設置。
 - ・ 1992年（平成4年），生活福祉部に女性政策課を設置。（1993年（平成5年）環境生活部に組織改正。）
 - ・ 1999年（平成11年），課名を女性青少年課に改める。
 - ・ 2001年（平成13年），男女共同参画社会の実現を推進するために，男女共同参画推進課を設置。
 - ・ 2009年（平成21年），男女共同参画推進課，NPO活動促進室及び青少年課を統合し，共同参画社会推進課を設置。

- 庁内連絡会議について
 - ・ 1980年（昭和55年），庁内の女性行政関係課で構成する「宮城県婦人関係行政推進庁内連絡会議」を設置。
 - ・ 1992年（平成4年），「宮城県婦人関係行政推進庁内連絡会議」を「宮城県女性行政推進庁内連絡会議」に改める。
 - ・ 1999年（平成11年），「男女共同参画施策推進本部」（本部長：知事）を設置。

- 諮問機関，懇談会について
 - ・ 1981年（昭和56年），「宮城県婦人問題懇談会」が発足。
 - ・ 1983年（昭和58年），「宮城県婦人問題懇談会」が，「婦人の地位向上，能力開花，社会参加と新しい家庭の創造」を目指した提言をとりまとめ。
 - ・ 1992年（平成4年），「宮城県婦人問題懇談会」を改称し，「宮城県女性問題懇談会」を設置。
 - ・ 1994年（平成6年），「宮城県女性問題懇談会」が，「宮城県の審議会等における女性人材の積極的登用」に関する提言をとりまとめ。
 - ・ 1996年（平成8年），「宮城県女性問題懇談会」を改称し，「宮城県男女共同参画推進委員会」を設置。
 - ・ 2001年（平成13年），「宮城県男女共同参画推進条例」に基づき，「宮城県男女共同参画審議会」を設置。

○ 計画について

- 1984年（昭和59年），「みやぎ婦人施策の方向－21世紀への助走－」（昭和59年度～昭和65年度（平成2年度））を策定。
- 1990年（平成2年），「みやぎ婦人施策推進基本計画－男女共同参加型社会の形成をめざして－」（平成2年度～平成12年度）を策定。
- 1998年（平成10年），「みやぎ男女共同参画推進プラン」（平成10年度～平成17年度）を策定。
- 2003年（平成15年），宮城県男女共同参画推進条例に基づき，「宮城県男女共同参画基本計画」（平成15年度～平成22年度）を策定。
- 2011年（平成23年），宮城県男女共同参画推進条例に基づき，「宮城県男女共同参画基本計画（第2次）」（平成23年度～平成28年度）を策定。
- 2017年（平成29年），宮城県男女共同参画推進条例に基づき，「宮城県男女共同参画基本計画（第3次）」（平成29年度～令和2年度）を策定。女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく本県の推進計画として位置付け。
- 2021年（令和3年），宮城県男女共同参画推進条例に基づき，「宮城県男女共同参画基本計画（第4次）」（令和3年度～令和7年度）を策定。女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく本県の推進計画として位置付け。

○ 条例について

- 2001年（平成13年）7月，「宮城県男女共同参画推進条例」を制定，同年8月施行。
- 2003年（平成15年），一部改正（計画の策定，変更又は廃止に係る議会の議決）。

IV 宮城県男女共同参画推進条例

平成13年7月5日

宮城県条例第33号

すべての個人は性別にかかわらず、人として平等な存在であり、男女は、その違いを認めつつ、互いの人権を十分に尊重しなければならない。

宮城県においては、男女平等の実現に向けて、男女共同参画推進プランの策定をはじめ、様々な取組みがなされてきた。しかしながら、性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく社会慣行が存在している現況から、あらゆる分野での男女平等と男女共同参画社会の実現を目指すには、県、県民及び事業者が一体となり総合的に取り組むことが重要である。

少子高齢化の進展等社会経済構造の急激な変化が進む中で、県民が真に豊かで、安心とゆとりのある生活を実現していくためには、男女が共にその個性と能力とを十分に発揮できる環境が整備されなければならない。男女が、性別にとらわれることなく、共に対等な立場に立って、労働、家庭生活、地域活動などをバランスよく営むことができる新しい生活文化を創造することこそが、今強く求められている。

すべての県民の人権が平等に保障され、男女が共に責任を分かちあう社会を構築していくため、男女共同参画社会の早期実現を目指すことを決意し、ここに、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、宮城県（以下「県」という。）、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、県の施策の基本的事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進し、もって新しい生活文化を創造し、真に豊かで活力のある地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受でき、かつ、共に責任を担うべきことをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- 三 セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により相手方の生活環境を害すること又は性的な言動に対する相手方の対応によってその者に不利益を与えることをいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画の推進は、男女が平等に個人としての尊厳が重んぜられること、男女が直接的であるか間接的であるかを問わず性別によっていかなる差別的な扱いも受けないこと、あらゆる分野において男女が共に個人としての能力を均等に発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることなどを旨として、行われなければならない。

- 2 男女共同参画の推進に当たっては、固定的な性別役割分担意識に基づく制度又は慣習その他の社会的制約が、男女の主體的で自由な活動の選択に対して影響を及ぼすことのないよう配慮されなければならない。
- 3 男女共同参画の推進は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、家事、育児、介護その他の家庭生活における活動と社会生活における諸活動に積極的かつ平等に参加し、両立できることを旨として、行われなければならない。
- 4 男女共同参画の推進は、男女の生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利が尊重されることを旨として、行われなければならない。
- 5 男女共同参画の推進は、配偶者間その他の男女間におけるあらゆる暴力的行為（身体的又は精神的な苦痛を著しく与える行為をいう。以下同じ。）の根絶を旨として、行われなければならない。
- 6 男女共同参画の推進は、国際社会の目指すべき理想の一つであることにかんがみ、広く世界に向けた視野に立って積極的に行われなければならない。

（県の責務）

第4条 県は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 県は、男女共同参画の推進に当たり、市町村、県民及び事業者と連携及び協働して取り組むよう努める。
- 3 県は、市町村に対し、男女共同参画の推進に関する計画の策定や施策等に関し、技術的な助言、情報の提供その他の必要な措置を積極的に講ずるよう努める。
- 4 県は、第1項に規定する施策を推進するために必要な体制を整備するとともに、財政上の措置その他の措置を講ずるよう努める。

（県民の責務）

第5条 県民は、基本理念にのっとり、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野の活動に自ら積極的に参画するとともに、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（事業者の責務）

第6条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に自ら積極的に取り組み、男女が共同して事業活動に参画することができる体制及び職業生活における活動と家庭生活における活動その他の活動とを両立して行うことができる職場環境を整備するよう努めるものとする。

- 2 事業者は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

第2章 基本的施策

(男女共同参画推進のための基本計画)

第7条 知事は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定する。

- 2 基本計画は、次に掲げる事項について定める。
 - 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画の推進に関する施策の大綱
 - 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 知事は、基本計画を策定するに当たっては、県民の意見を反映することができるよう適切な措置を講じなければならない。
- 4 知事は、基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ、宮城県男女共同参画審議会の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。
- 5 知事は、基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表する。
- 6 前3項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(男女の均等な登用の推進等)

第8条 県は、附属機関を組織する委員その他の構成員の選任に当たっては、附属機関の設置及び構成員の選任等に関する条例（平成12年宮城県条例第113号）第3条の規定に基づき、男女の均等な登用に努めなければならない。

- 2 県は、男女共同参画社会の推進のための教育や研修の機会を充実し、人材の養成に努めるとともに、女性の人材に関する情報を積極的に収集、活用又は提供するよう努めなければならない。

(男女の共生教育の推進)

第9条 県は、男女が生涯にわたって共に明るく生きがいのある社会を構築するために、あらゆる教育の場を通じて人権尊重の精神を基盤とした個人の尊厳、男女平等、男女相互の理解と協力についての意識をはぐくむよう努める。

(農林水産業及び自営の商工業の分野における男女のパートナーシップの確立)

第10条 県は、農林水産業及び自営の商工業の分野において女性が主体性を活かし、その能力を十分に発揮し、正当な評価を受け、対等な構成員として方針の立案及び決定の場に参画する機会が確保される社会を実現するため、必要な環境整備を推進する。

第3章 男女の精神的・身体的権利侵害と差別の禁止

(性別による権利侵害の禁止)

- 第11条 何人も、あらゆる場において、性別による差別的取扱いをしてはならない。
- 2 何人も、あらゆる場において、セクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。
- 3 何人も、あらゆる場において、つきまとい等及びストーカー行為（ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号）第2条第1項に規定するつきまとい等及び同条第2項に規定するストーカー行為をいう。）を行ってはならない。

4 何人も、あらゆる場において、男女間における暴力的行為を行ってはならない。

(公衆に表示する情報に関する留意)

第12条 何人も、公衆に表示する情報において、性別による役割分担の固定化又は女性に対する暴力的行為を助長し、又は連想させる表現を行わないよう努めなければならない。

第4章 男女共同参画の推進体制

(拠点施設の整備)

第13条 県は、配偶者間その他の男女間における暴力的行為の被害者の保護及び支援並びにセクシュアル・ハラスメントの被害者からの相談への適切な対応等、当該被害者の自立を総合的に支援する拠点施設を整備する。

(調査研究)

第14条 県は、男女共同参画の推進に関する施策、社会における制度又は慣行が及ぼす影響及び男女共同参画の推進を阻害する問題に関して必要な調査研究を行い、その成果を男女共同参画の推進に関する施策に適切に反映させるよう努めなければならない。

(民間非営利活動団体との連携及び協働)

第15条 県は、男女共同参画社会の実現のため、民間非営利活動団体(宮城県の民間非営利活動を促進するための条例(平成10年宮城県条例第36号)第2条第2項に規定する民間非営利活動団体をいう。以下同じ。)との連携及び協働を図る。

2 県は、民間非営利活動団体が行う男女共同参画に貢献する活動について、支援及び促進を図る。

(年次報告)

第16条 知事は、毎年、男女共同参画の推進状況及び男女共同参画の推進に関する施策の実施状況を明らかにする報告書を作成し、議会に報告するとともに、これを公表しなければならない。

第5章 相談及び苦情処理

第17条 知事は、性別による差別的取扱いその他の男女共同参画の推進を阻害する要因による人権侵害に関する県民又は事業者からの相談の適切な処理に努める。

2 知事は、県が実施する男女共同参画に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策に関する県民又は事業者からの苦情の適切な処理に努める。

3 知事は、第1項の相談及び第2項の苦情を処理するため、男女共同参画相談員(以下「相談員」という。)を置く。

4 相談員は、次に掲げる事務を行う。

一 県民又は事業者からの相談及び苦情に応ずること。

二 前号の相談及び苦情を処理するために必要な調査、指導及び助言を行うこと。

5 相談員は、前項の事務を行うに当たり、必要に応じて、関係行政機関と連携するものとする。

第6章 宮城県男女共同参画審議会

(宮城県男女共同参画審議会)

第18条 基本計画その他男女共同参画に関する基本的かつ総合的な施策及び重要事項を調査審議するため、知事の附属機関として宮城県男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(組織)

第19条 審議会は、知事が任命する委員20人以内で組織する。

- 2 男女のいずれか一方の委員の数は、委員総数の10分の4未満とならないものとする。ただし、知事がやむを得ない事情があると認めた場合は、この限りではない。
- 3 委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 審議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。
- 5 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 6 会長に事故があるときは、副会長が、その職務を代理する。

(会議)

第20条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門委員)

第21条 専門の事項を調査するために必要があるときは、審議会に専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員の任期は、専門の事項に関する調査が終了するまでとする。

(運営事項の委任)

第22条 この章に定めるもののほか、審議会の組織及び運営について必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

第7章 雑則

(規則への委任)

第23条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成13年8月1日から施行する。
(附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 2 附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例(昭和28年宮城県条例第69号)の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

宮城県男女共同参画審議会の委員及び専門委員	出席一回につき	11,600円	6級
-----------------------	---------	---------	----

附 則（平成15年条例第1号） 抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成15年4月1日から施行し、同日以降の計画の策定、変更又は廃止について適用する。

V 男女共同参画社会基本法（平成11年6月23日法律第78号）

改正 平成11年 7月16日法律第102号

同 11年12月22日 同 第160号

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

（政策等の立案及び決定への共同参画）

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

（家庭生活における活動と他の活動の両立）

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

（国際的協調）

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

（国の責務）

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の責務）

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

（法制上の措置等）

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第20条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第3章 男女共同参画会議

(設置)

第21条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第13条第3項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前2号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第23条 会議は、議長及び議員24人以内をもって組織する。

(議長)

第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第25条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第2号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の10分の5未満であってはならない。

3 第1項第2号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の10分の4未満であってはならない。

4 第1項第2号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第26条 前条第1項第2号の議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第1項第2号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 (平成11年6月23日法律第78号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第2条 男女共同参画審議会設置法(平成9年法律第7号)は、廃止する。

附 則（平成11年7月16日法律第102号） 抄

（施行期日）

第1条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成11年法律第88号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

1 略

2 附則第10条第1項及び第5項、第14条第3項、第23条、第28条並びに第30条の規定 公布の日

（委員等の任期に関する経過措置）

第28条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

1から10まで 略

11 男女共同参画審議会

（別に定める経過措置）

第30条 第2条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則（平成11年12月22日法律第160号） 抄

（施行期日）

第1条 この法律（第2条及び第3条を除く。）は、平成13年1月6日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（以下略）

VI 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律 (平成27年9月4日法律第64号)

改正 平成29年3月31日法律第14号
令和元年 6月 5日 同 第24号

目次

- 第1章 総則（第1条—第4条）
- 第2章 基本方針等（第5条・第6条）
- 第3章 事業主行動計画等
 - 第1節 事業主行動計画策定指針（第7条）
 - 第2節 一般事業主行動計画等（第8条—第18条）
 - 第3節 特定事業主行動計画（第19条）
 - 第4節 女性の職業選択に資する情報の公表（第20条・第21条）
- 第4章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置（第22条—第29条）
- 第5章 雑則（第30条—第33条）
- 第6章 罰則（第34条—第39条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性がその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

（基本原則）

第2条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を

問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

- 3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第3条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第5条第1項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

（事業主の責務）

第4条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第2章 基本方針等

（基本方針）

第5条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

- 2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
- 二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
- 三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
 - イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
 - ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
 - ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項

- 四 前3号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

- 3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

- 5 前2項の規定は、基本方針の変更について準用する。

（都道府県推進計画等）

第6条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第3章 事業主行動計画等

第1節 事業主行動計画策定指針

第7条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第1項に規定する一般事業主行動計画及び第19条第1項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
- 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項

3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第2節 一般事業主行動計画等

（一般事業主行動計画の策定等）

第8条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であって、常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
- 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女

の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第2号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

- 4 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。
- 6 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。
- 7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 8 第3項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第4項から第6項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第9条 厚生労働大臣は、前条第1項又は第7項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第10条 前条の認定を受けた一般事業主(以下「認定一般事業主」という。)は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの(次項及び第14条第1項において「商品等」という。)に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

- 2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第11条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第9条の認定を取り消すことができる。

- 一 第9条に規定する基準に適合しなくなつたと認めるとき。
- 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 三 不正の手段により第9条の認定を受けたとき。

(基準に適合する認定一般事業主の認定)

第12条 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和47年法律第113号)第13条の2に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)第29条に規定する業務を担当する者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(特例認定一般事業主の特例等)

第13条 前条の認定を受けた一般事業主(以下「特例認定一般事業主」という。)については、第8条第1項及び第7項の規定は、適用しない。

2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも一回、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。

(特例認定一般事業主の表示等)

第14条 特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 第10条第2項の規定は、前項の表示について準用する。

(特例認定一般事業主の認定の取消し)

第15条 厚生労働大臣は、特定認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第12条の認定を取り消すことができる。

- 1 第11条の規定により第9条の認定を取り消すとき。
- 2 第12条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 3 第13条第2項の規定による公表せず、又は虚偽の公表をしたとき。
- 4 前項に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 5 不正の手段により第12条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

第16条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主(一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が300人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。)が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法(昭和22年法律第141号)第36条第1項及び第3項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの(厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。)のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の

職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

- 3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。
- 4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。
- 5 職業安定法第37条第2項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第55条の3第1項及び第4項、第55条の4、第39条、第41条第2項、第42条第1項、第42条の2、第48条の3第1項、第48条の4、第50条第1項及び第2項並びに第51条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第40条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第50条第3項及び第4項の規定はこの項において準用する同条第2項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第37条第2項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第16条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第41条第2項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。
- 6 職業安定法第36条第2項及び第42条の3の規定の適用については、同法第36条第2項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第42条の3中「第39条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第16条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。
- 7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第2項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第17条 公共職業安定所は、前条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

（一般事業主に対する国の援助）

第18条 国は、第8条第1項若しくは第7項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第3節 特定事業主行動計画

第19条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即

して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

- 2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 計画期間
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
 - 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期
- 3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第2号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
- 4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。
- 7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第4節 女性の職業選択に資する情報の公表

（一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）

第20条 第8条第1項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

- 一 その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
- 二 その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績

- 2 第8条第7項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する前項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表するよう努めなければならない。

（特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）

第21条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に

関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

- 一 その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
- 二 その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績

第4章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置 (職業指導等の措置等)

第22条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。
- 4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第23条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第24条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。）の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

- 2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するように努めるものとする。

(啓発活動)

第25条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第26条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第27条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関（以下この条において「関係機関」という。）は、第22条第1項の規定により国が講ずる措置及び同条第2項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第22条第3項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

- 一 一般事業主の団体又はその連合団体
- 二 学識経験者
- 三 その他当該関係機関が必要と認める者

4 協議会は、関係機関及び前2項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第28条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第29条 前2条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第5章 雑則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第30条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第8条第1項に規定する一般事業主又は認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である同条7項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(公表)

第31条 厚生労働大臣は、第20条第1項の規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表を

した第8条第1項に規定する一般事業主又は第20条第2項に規定する情報に関し虚偽の公表をした認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である第8条第7項に規定する一般事業主に対し、前条の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(権限の委任)

第32条 第8条、第9条、第11条、第12条、第15条、第16条、第30条及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(政令への委任)

第33条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第6章 罰則

第34条 第16条第5項において準用する職業安定法第41条第2項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第35条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第22条第4項の規定に違反して秘密を漏らした者
- 二 第28条の規定に違反して秘密を漏らした者

第36条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第16条第4項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
- 二 第16条第5項において準用する職業安定法第37条第2項の規定による指示に従わなかった者
- 三 第16条第5項において準用する職業安定法第39条又は第40条の規定に違反した者

第37条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第10条第2項（第14条第2項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者
- 二 第16条第5項において準用する職業安定法第50条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 三 第16条第5項において準用する職業安定法第50条第2項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
- 四 第16条第5項において準用する職業安定法第51条第1項の規定に違反して秘密を漏らした者

第38条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第34条、第36条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第39条 第30条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附則

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第3章（第7条を除く。）、第5章（第28条を除く。）及び第6章（第30条を除く。）の規定並びに附則第5条の規定は、平成28年4月1日から施行する。

(この法律の失効)

第2条 この法律は、平成38年3月31日限り、その効力を失う。

2 第22条第3項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第4項の規定（同項に係る罰則を含む。）は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第28条の規定（同条に係る罰則を含む。）は、第1項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第1項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(政令への委任)

第3条 前条第2項から第4項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第4条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(以下略)

Ⅶ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律 (令和元年6月5日法律第24号)

第1条 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）の一部を次のように改正する。

目次中「一般事業主行動計画」を「一般事業主行動計画等」に、「第14条」を「第18条」に、「第15条」を「第19条」に、「第16条・第17条」を「第20条・第21条」に、「第18条―第25条」を「第22条―第29条」に、「第26条―第28条」を「第30条―第33条」に、「第29条―第34条」を「第34条―第39条」に改める。

第7条第1項中「第15条第1項」を「第19条第1項」に改める。

第3章第2節の節名を次のように改める。

第2節 一般事業主行動計画等

第10条第1項中「次条及び第20条第1項において」を「以下」に改め、「次項」の下に「及び第14条第1項」を加える。

第34条中「第26条」を「第30条」に改め、同条を第39条とする。

第33条中「第29条、第31条」を「第34条、第36条」に改め、同条を第38条とする。

第32条第1号中「第10条第2項」の下に「（第14条第2項において準用する場合を含む。）」を加え、同条第2号から第4号までの規定中「第12条第5項」を「第16条第5項」に改め、同条を第37条とする。

第31条第1号中「第12条第4項」を「第16条第4項」に改め、同条第2号及び第3号中「第12条第5項」を「第16条第5項」に改め、同条を第36条とする。

第30条各号を次のように改める。

一 第22条第4項の規定に違反して秘密を漏らした者

二 第28条の規定に違反して秘密を漏らした者

第30条を第35条とする。

第29条中「第12条第5項」を「第16条第5項」に改め、同条を第34条とする。

第5章中第28条を第33条とする。

第27条中「から第12条まで」を「、第9条、第11条、第12条、第15条、第16条、第30条」に改め、同条を第32条とする。

第26条中「一般事業主」の下に「又は認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である同条第七項に規定する一般事業主」を加え、同条を第三十条とし、同条の次に次の一条を加える。

（公表）

第31条 厚生労働大臣は、第20条第1項の規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表をした第8条第1項に規定する一般事業主又は第20条第2項に規定する情報に関し虚偽の公表をした認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である第8条第7項に規定する一般事業主に対し、前条の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

第4章中第25条を第29条とし、第24条を第28条とする。

第23条第1項中「第18条第1項」を「第22条第1項」に改め、同条第2項中「第18条第3項」を「第22条第3項」に改め、同条を第27条とする。

第22条を第26条とし、第21条を第25条とする。

第20条第一項中「、認定一般事業主」の下に「、特例認定一般事業主」を加え、同条を第24条とする。

第19条を第23条とし、第18条を第22条とする。

第17条中「関する」の下に「次に掲げる」を加え、同条に次の各号を加える。

一 その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

二 その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績
第3章第4節中第17条を第21条とする。

第16条第1項中「関する」の下に「次に掲げる」を加え、同項に次の各号を加える。

一 その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

二 その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績

第16条第2項中「情報」を「前項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方」に改め、同条を第20条とする。

第3章第3節中第15条を第19条とする。

第3章第2節中第14条を第18条とし、第13条を第17条とする。

第12条の前の見出しを削り、同条第5項及び第6項中「第12条第4項」を「第16条第4項」に改め、同条を第16条とし、同条の前に見出しとして「（委託募集の特例等）」を付する。

第11条の次に次の四条を加える。

（基準に適合する認定一般事業主の認定）

第12条 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）第13条の2に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第29条に規定する業務を担当する者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

（特例認定一般事業主の特例等）

第13条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「特例認定一般事業主」という。）については、第8条第1項及び第7項の規定は、適用しない。

2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも一回、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。

(特例認定一般事業主の表示等)

第14条 特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 第10条第2項の規定は、前項の表示について準用する。

(特例認定一般事業主の認定の取消し)

第15条 厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第12条の認定を取り消すことができる。

- 一 第11条の規定により第九条の認定を取り消すとき。
- 二 第12条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 三 第13条第二項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。
- 四 前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 五 不正の手段により第12条の認定を受けたとき。

附則第2条第2項中「第18条第3項」を「第22条第3項」に改め、同条第3項中「第24条」を「第28条」に改める。

第2条 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の一部を次のように改正する。

第8条第1項及び第7項中「三百人」を「百人」に改める。

第20条第1項中「一般事業主」の下に「(常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものに限る。)」を加え、同条第2項中「前項各号」を「第1項各号」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 第8条第1項に規定する一般事業主(前項に規定する一般事業主を除く。)は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する前項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表しなければならない。

第31条中「第20条第1項」の下に「若しくは第2項」を加え、「第20条第2項」を「第20条第3項」に改める。

(以下略)

宮城県男女共同参画基本計画（第4次）

発行 令和3年3月

編集 宮城県環境生活部共同参画社会推進課

980-8570 仙台市青葉区本町3-8-1

TEL 022-211-2568

FAX 022-211-2392

ホームページアドレス <http://www.pref.miyagi.jp/site/kyousha/>



この冊子は400部作成し1部当たりの印刷単価は286円です。